

直送済

平成 25 年（行サ）第 277 号 選挙無効請求上告事件

上告人 外 10 名（以下、選挙人という）

被上告人 東京都選挙管理委員会 外 10 名

## 上告理由書

平成 26 年 1 月 29 日

最高裁判所 御中

上告人（第一審原告）ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 田 中 克 郎

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

# 目次

第1章 【最重要かつ唯一の主張】 (本書1~7頁) .....	1
第1 【①憲法前文第1文、②1条、③56条2項による、人口比例選挙の保障】	
の発見 (本書1頁) .....	1
第2 ①憲法前文第1文、②1条、③56条2項の文理解釈 (本書3~5頁) .....	3
1 ①憲法前文第1文、②1条、③56条2項 (本書3~5頁) .....	3
2 2013年7月選挙区参院選 (本書5頁) .....	5
【補遺1】 (本書6~7頁) .....	6
第2章 第1章の【最重要かつ唯一の主張】を除く、13の主張 (本書8	
~50頁) .....	8
I 「人口比例選挙」とは? (本書8~9頁) .....	8
II 1 立証責任論 (本書10~12頁) .....	10
1 結論.....	10
2 米国連邦最高裁判決は、当該選挙区割りの、人口比例選挙の投票価値の平等からの 乖離に合理性があることの立証責任は、State (州。但し、正確な訳文は、国。) が負担する、と判示している .....	10
3 ①平 25.3.6 東京高判 (難波孝一裁判長)、②平 25.3.18 福岡高裁 (西謙二裁判長) .....	11
4 甲 40 (臼井レポート) .....	12
III 【憲法47条の「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項」 は、2つに仕分けされる (本書13~14頁) .....	13
IV 92% (本書15頁) .....	15
V 国民主権国家 (憲法1条、同前文第1文、同56条2項) では、主権者は、 多数意見で、行政の長を選ぶ権利を有す (本書16~17頁) .....	16
VI 7個の人口比例選挙判決 (本書18頁) .....	18
VII 過去50余年間、選挙無効訴訟が繰り返されている理由 (本書19頁) .....	19
VIII 違憲状態判決は、憲法98条1項違反である (本書20~22頁) .....	20
IX 事情判決は、憲法98条1項違反である (本書23~24頁) .....	23

X	最高裁が、全 47 選挙区選挙（参院）につき、「違憲無効」と判決した場合、 公共の福祉は、損なわれるか？（本書 25～26 頁）	25
XI	『合理的期間』論（本書 27～46 頁）	27
	序（本書 27 頁）	27
	第 1 7 月参院選の『合理的期間』の起算日（本書 26～28 頁）	27
	第 2 『合理的期間』とは、選挙制度の見直しの是正立法成立に、合理的に必要なとされる期間である（本書 30 頁）	30
	第 3 国の主張・立証（【本件投票日（平成 25.7.21）以降の参議院の「選挙制度の改革に関する検討会」及び「選挙制度協議会」において、参議院議員の選挙制度の抜本的な改革に向けた協議が行われたこと及び同協議が今後続けられる見込みであること】（乙 10、11 の 1～2、12 の 1～4、13～14）の主張・立証）は、違憲状態判決の正当化事由とはならない（本書 31～34 頁）	31
	第 4 狼少年（本書 35～36 頁）	35
	第 5 『合理的期間』の全ての毎日が、本当に合理的に必要な期間だったか？（本書 38～44 頁）	38
	第 6 「4 増 4 減」改正法附則 3（本書 45～46 頁）	45
XII	もし仮に、「人口比例選挙」であったなら、秘密保護法は、不成立であった（本書 47 頁）	47
VIII	平成 23 年最高裁大法廷判決（衆院選）の「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。」の判示（本書 48～50 頁）	48
	【添付資料】各判決の一覧表（本書 51～81 頁）	51
	1 【平成 25 年 3～4 月の 17 個の高裁判決（衆院選）・一覧表】（その 1 / 要約版）（本書 51～53 頁）	51
	2 【平成 25 年 3～4 月の 17 個の高裁判決（衆院選）・一覧表】（その 2 / 詳細版）（本書 54～68 頁）	54
	3 【平成 25 年 11～12 月の 15 個の高裁判決（参院選）・一覧表】（本書 69～81 頁）	69

第1章 【最重要かつ唯一の主張】(本書1~7頁)

第1 【①憲法前文第1文、②1条、③56条2項による、人口比例選挙の保障】の発見(本書1頁)

(1) 過去、衆院選で言えば、「1票の格差(=1票の住所差別)は、2倍未満ならば、合憲」が、一般的であった。

しかし、2009年からの選挙無効裁判を通じて、

【人口比例選挙が、

- ① 憲法前文第1文(「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」「主権が国民に存する」)、
- ② 1条(「主権の存する日本国民」)、および
- ③ 56条2項(「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決し」)

によって、ガチガチに保障されているという真実】が発見された。

大発見である。

(2) この発見により、【1票の格差の問題】は、

①「1票の格差は、2倍未満なら合憲」、「いや、1.6倍未満なら合憲」等々といった、過去50年間続いている、

【「法の下での平等」（憲法14条）を巡る  
さじ

## 匙加減の問題】

から、

②「人口比例選挙」は、①憲法前文第1文、②1条、③56条2項によって保障されているか、否か、という、

【①憲法前文第1文、②1条、③56条2項の

## 文理解釈の問題】へ、

## 【コペルニクス的転換】

がなされた。

## 第2 ①憲法前文第1文、②1条、③56条2項の文理解釈（本書3～5頁）

### 1 ①憲法前文第1文、②1条、③56条2項（本書3～5頁）

**第1**に、憲法前文第1文は、「主権が国民に存する」と定めている（但し、憲法第1条も同旨）。

ここで、主権とは、【国政のあり方を決める権力】である。

**第2**に、憲法前文第1文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を●●●●●通じて行動し、」と定めている。

換言すれば、「（主権者たる）日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を●●●通じて（国政のあり方を決めるべく）●●●行動し、」である。

そして、【国民が】、正当に選挙された国会における代表者を通じて国政のあり方を決める『**手続**』の基本的条項が、憲法56条2項である。

**第3**に、憲法56条2項は、「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決し」と定めている。

#### ① 非「人口比例選挙」では、

(i) 必ず、【多数（＝過半数。以下、同じ）の国民】が、【少数（＝半数未満。以下、同じ）の国会議員】を選出し、その裏返しとして、

(ii) 必ず、少数の国民が、多数の国会議員を選出する。

非「人口比例選挙」の結果、【多数の国会議員】の意見と【多数の国民】の意見（但し、多数の国民から選出された国会議員の意見）が**対立**する場合が生じ得る。その意見の対立の場合、憲法56条2項の下では、【多数の国会議員】の意見が、**必ず**、【多数の国民】の意見に**勝利**する。

これでは、「主権者は、国会議員」ということになる。

かかる【非「人口比例選挙」の帰結】は、憲法1条の「主権の存する日本国民」の定めに反する。

結局、『国民主権』（憲法前文第1文、1条）を前提とする以上、【「両議院の議事」を決する『過半数の「出席議員』』を選出する主権者】の数は、必ず、【全「出席議員」を選出する主権者】の数の過半数でなければならない。

# 最重要

② 全「出席議員」の過半数が、必ず、【全「出席議員」を選出する国民（主権者）】の過半数から選出されるようにするためには、

選挙が、『全「出席議員」の過半数が、必ず、全「出席議員」を選出する主権者（国民）の過半数から選出されるようにする【変換ソフト】』でなければならない。

そして、その【変換ソフト】は、「人口比例選挙」以外に無い。

**第4**に、国民の多数（＝過半数）が、「現政権政党」を支持せず、政権交代を求めて、次回選挙で、非「現政権政党」に投票したとしよう。

その場合、選挙が「非人口比例選挙」であるとすると、国民の過半数の



投票が、国会議員の過半数の選出に結びつかないため、過半数の投票によっては、**政権交代がおきない**。

非「人口比例選挙」の下では、政権政党は、過半数の国民の意見に反して国政を行っても、次の選挙で政権を失わないので、政権政党は、次回選挙まで、過半数の国民の意見に反する国政を強行し得る。

これは、憲法前文第1文、1条、56条2項の定める『国民主権』・『代議制民主主義』に反する。

## 2 2013年7月選挙区参院選 (本書5頁)

2013年参院選で、全有権者(1億478万634人)の中の3631万4892人(34.7%)が、全選挙区参院議員(146人)の中の74人(51%)を選出し、残余の68,465,742人(65.3%)の有権者が、残余の72人(49%)の参院議員を選出した(総務省資料より。2013年7月3日現在)。

即ち、**少数の有権者**(1億478万634人の中の3631万4892人(34.7%))が、**多数の選挙区選出参院議員**(146人の中の74人(51%))を選出した。

よって、2013年選挙区選出参院選は、非「人口比例選挙」である。

(以下 余白)

【補遺 1】(本書 6~7 頁)

## 憲法前文第 1 文の「正当 (な) 選挙」

(1) 憲法前文第 1 文の「日本国民は、**正・当・に・選・挙・さ・れ・た・国・会**における代表者を通じて行動し、」(強調 引用者) 中の「**正・当・(・な・)・選・挙**」の意義を考察してみよう。

### A 【質問】:

- 【①少数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、
- ②多数の選挙人が少数の被選挙人を選出する、
- 仕組みの選挙】は、はたして、「**正・当・(・な・)・選・挙**」であろうか？

B この質問に対し、小学生は、【①**少数**の選挙人が**多数**の被選挙人を選出し、②**多数**の選挙人が**少数**の被選挙人を選出する、仕組みの選挙】は、「**正・当・(・な・)・選・挙**」ではない、と迷うことなく、明確に答えるであろう。

小学生は、**その逆の**、【**多数**の選挙人が**多数**の被選挙人を選出し、**少数**の選挙人が**少数**の被選挙人を選出する仕組みの選挙】こそが、「**正・当・(・な・)・選・挙**」である、と迷うことなく、明確に答えるであろう。

C 1 クラス 50 人の小学生の学級委員選挙を仮想して、具体的に議論を進めよう。

全 50 人のクラスメートの中の 20 名が、学級委員選挙で、全 5 名の学級委員の中の 3 名を選出し、残り 30 名が、残り 2 名の学級委員しか選出できないとしよう。

小学生は、直感的に、その学級委員選挙は、「**正・当・(・な・)・選・挙**」ではない、と考えるであろう。

小学生の、この「**正・当・(・な・)・選・挙**」は何であり、「**正・当・で・な・い・選・挙**」は何であるかの**直感的判断**は、小学生の【何が「**正・当**」で、何が「**正・当・で・な・い**」かの**全人格的判断**】から生まれるものである。

仮に、先生が、

【①少数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、

②多数の選挙人が少数の被選挙人を選出する、仕組みの選挙】

が「正当」ですよ、

と、繰り返し、繰り返し、小学生に教えたとしても、小学生は、先生のこの教えに遂に「ストーン」と納得することはないであろう。何故ならば、先生のこの教えそのものが、小学生でも分かる不条理だからである。

そして、裁判官も又、合理的理由を示して、【小学生の、この「正当」、「正当でない」の、直感的判断は、誤りである】と判断することは、不可能であろう。

## (2) (小括)

A 上記(1)の理由により、上記の「**正当に選挙された国会における代表者**」(憲法前文第1文冒頭)の「**正当(な)選挙**」とは、

【①多数の選挙人が、多数の国会議員を選出し、

②少数の選挙人が、少数の国会議員を選出する、

仕組みの選挙(=「**人口比例選挙**」)]を意味する。

B 2013年参院選で、全有権者(1億478万634人)の中の3631万4892人(34.7%)が、全選挙区参院議員(146人)の中の74人(51%)を選出し、残余の68,465,742人(65.3%)の有権者が、残余の72人(49%)の参院議員を選出した(総務省資料より。2013年7月3日現在)。

即ち、**少数の有権者**(1億478万634人の中の3631万4892人(34.7%))が、**多数の選挙区選出参院議員**(146人の中の74人(51%))を選出した。

よって、2013年選挙区選出参院選は、憲法前文第1文の「**正当(な)選挙**」ではない。

第2章 第1章の【最重要かつ唯一の主張】を除く、13の主張 (本書8~50頁)

I 「人口比例選挙」とは？ (本書8~9頁)

1 「人口比例選挙」

「人口比例選挙」
<p>【ペンシルバニア州での、米国連邦下院選・選挙区割り】: 最大人口の小選挙区と最小人口の小選挙区との「人口差」は、</p> <p style="text-align: center;"><b>1</b> 人</p> <p>(=64万6372人&lt;最大人口&gt;-64万6371人&lt;最小人口&gt;)。注1 (注1):195F. Supp.2d 672 (M.D. Pa2002)。甲19の1~2</p>

2 非「人口比例選挙」

非「人口比例選挙」	
<p>①【現行法の「4増4減」の選挙区割り(参院)】: 最大有権者数の小選挙区と最小有権者数の小選挙区の「有権者数の差」は、</p> <p style="text-align: center;"><b>90万3451</b>人</p> <p>(=114万3913人&lt;議員一人当り、最大有権者数。北海道&gt;-24万0462人&lt;同最小有権者数。鳥取県&gt;)。注2 (注2):総務省資料(平成24年)より。</p>	<p>②【「0増5減」改正法以前の衆院小選挙区割り】: 「有権者数の差」は、</p> <p style="text-align: center;"><b>29万1016</b>人</p> <p>(=49万5212人&lt;千葉4区&gt;-20万4196人&lt;高知3区&gt;)。注2 (注2):総務省資料(平成24年)より。</p>
<p>③【「0増5減」の選挙区割り(衆院)】(自民党案): 「人口差」は、</p> <p style="text-align: center;"><b>29万0574</b>人</p> <p>(=58万1677人&lt;新東京16区&gt;-29万1103人&lt;新鳥取2区&gt;)。注3 (注3):2013年3月28日付「衆院選挙区画定審議会」改定案より。</p>	<p>④【「21増21減」の選挙区割り(衆院)】: 「有権者数の差」は、</p> <p style="text-align: center;"><b>18万8249</b>人</p> <p>(=48万924人&lt;議員一人当り、最大有権者数。鳥取県&gt;-29万2675人&lt;同最小有権者数。鳥根県&gt;)。注2 (注2):総務省資料(平成24年)より。</p>

- 3 ① 米国・ペンシルバニア州 (State。正確な和訳は、国。人口・1280 万人強) での連邦下院選の 19 個の選挙区間の『最大人口差』(=**1 人**) (甲 19 の 1~2) と
- ② 各衆院選小選挙区間の『最大人口差』(=**29万0574人**) (「0増5減」案)

は、**天文学的大差**である。

4. 人口比例選挙は、現に、よその State (州/国) でやっている。日本で、やれない**合理的理由がない**。

(以下 余白)

## II 1 立証責任論 (本書 10~12 頁)

- 序 ① 米国連邦下院選のペンシルバニア州 (State) での「人口比例選挙」(=選挙区間の最大人口差額 <1人> 甲 19 の 1、甲 19 の 2) と
- ② 日本の参院選挙区選挙 (「4 増 4 減」改正法) の非「人口比例選挙」(=選挙区間の最大人口差額 <90万3451人> 本書 8 頁)
- は、天文学的『大差』である。

両者の『大差』の理由は何か？

### 1 結論

結論から言えば、日米間のこの『大差』の理由は、

- (i) 【日本の最高裁の判決文が、投票価値の平等からの乖離の合理性が有ることの立証責任について、何らの記述も無いこと】と
- (ii) 【1983 年米国連邦最高裁の判決文 (Karcher 判決) が、当該立証責任は、State (州/国) が負担する、と明記していること】(甲 27)

の違いである。

- 2 米国連邦最高裁判決は、当該選挙区割りの、人口比例選挙の投票価値の平等からの乖離に合理性があること立証責任は、State (州。但し、正確な訳文は、国。) が負担する、と判示している

ア 米国連邦最高裁判決は、『①投票価値の平等は、絶対ではない。②選挙区割りが、投票価値の平等 (=人口比例選挙) から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の『立証責任』を負う』旨明言している (甲 27)。

他方で、日本国最高裁判決は、これまで、『①憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは、絶対ではない。②投票価値の平等は、国会の立法裁量権の合理的な行使によって調整され得る』旨判示するに留まり、『選挙管理委員会（国）が、「立法裁量権の行使に合理性があること」の『立証責任』を負う』旨明言していない。

イ 即ち、日本国最高裁判決も、米国連邦最高裁判決も、『投票価値の平等が絶対ではない』とする点では、既に、一致しているのである。

ウ 両者の違いは、

一方で、日本国最高裁判決が、『投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であることの『立証責任』は、選挙管理委員会（国）にある』旨明言していないが、

他方で、米国連邦最高裁判決（甲 27）は、『投票価値の平等（＝人口比例選挙）からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であることの『立証責任』は、選挙管理委員会（State）にある』旨明言しているという、

唯一点である。

3 ①平 25.3.6 東京高判（難波孝一裁判長）、②平 25.3.18 福岡高裁（西謙二裁判長）

① 東京高判（難波孝一裁判長）（甲 3）は、『人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使に合理性があることの『立証責任』は、国にある』旨明言する歴史的判決を言渡した。即ち、同東京高裁判決は、『立証責任』の分配の論点で、1983 年米国連邦最高裁判決と既に同一である。

② 平 25.3.18 福岡高判（西謙二裁判長）（甲 7）は、『人口比例選挙からの乖離を生ぜし

めた、立法裁量権の行使に合理性があることの『立証責任』は、国にある』旨明言する歴史的判決を言渡した。即ち、この高裁判決は、『立証責任』の分配の論点で、1983年米国連邦最高裁判決と既に同一である。

#### 4 甲 40 (臼井レポート)

尚、選挙人は、甲 40 (10 ブロック選挙区且つ都道府県の県境を跨ぐ。臼井レポート) により、

『参院選選挙区割りは、選挙区選出国會議員一人当り人口格差 (最大) 4.75 倍を 1.00008 倍にまで、圧縮できること』

を立証済である。

国は、甲 40 に対して、反証をしていない。

(以下 余白)



### Ⅲ 【憲法 47 条の「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項」は、2 つに仕分けされる (本書 13~14 頁)

1(1) 憲法 47 条は、【国会が「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項」を法律で定めること】を定めているにすぎない。

憲法 47 条の「選挙区、投票の方法その他両議院の選挙に関する事項」は、

- ① 投票価値の平等性に関する事項と
- ② それ以外の事項 (全国区、大選挙区、中選挙区、小選挙区のいずれにするか、定数を何人とするか等々)

とに二分される。

(2) 上記①の投票価値の平等性については、上記第 1 章 (本書 1~7 頁) に示したとおり、「人口比例選挙の保障」が、①憲法前文第 1 文、②1 条、③56 条 2 項で、ガチガチに定められている。

(3) よって、【国会が、①憲法前文第 1 文、②1 条、③56 条 2 項で定められている『人口比例選挙の保障』を否定する立法裁量権を有しないこと】は明らかである。

2 平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決 (市川正巳裁判長) (判決文 14 頁 13~末行) (甲 8) は、

「 ウ 選挙制度の仕組みを定めることについての国会の裁量権につい

て注意を要する点は、①議員の定数を何人にするか、選挙制度を比例代表制にするのか、選挙区制にするのか、この両者を組み合わせるのか、組み合わせる場合の方法をどのようにするか、選挙区の大きさをどのようにするか等の問題と、②上記のようにして定められた選挙制度の仕組みの下において議員定数の配分をどのようにするか（小選挙区制を採る場合においては、その区割りをどのように定めるか）の問題とを区別して考える必要がある点である。

①の問題について、国会に広範な裁量権が認められる。これに対し、②の問題については、憲法の要請する投票価値の平等に十分な配慮をしなければならず、国会には、投票価値の平等を損なうような裁量権の行使は原則として認められないというべきである。そして、投票価値の平等に最も忠実な定数配分は、人口に比例して定数を配分する人口比例原則であるから、定数の配分に当たり非人口的要素を考慮することが許容されるのは、それが投票価値の平等を損なうことを正当化するに足りる合理性を有する場合に限られるといわなければならない。」

と明確に判示する。

同判決も、上記 1(1) (本書 13 頁) と同様、国会の立法裁量権との関係で、憲法 47 条の「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項」を 2 つに仕分けして、議論している。

(以下、余白)

1 2013年5月2日付朝日新聞の世論調査の結果は、下記のとおりである(甲20)。

質問：「以下のそれぞれの意見についてどう思いますか。」				
「国政選挙の選挙区の一票の格差は、できるだけ小さくすべきだ」				
回答：	「強く賛成」	「やや賛成」	「やや反対」	「強く反対」
	<b>「42」</b>	<b>「44」</b>	<b>「5」</b>	<b>「2」</b>
				(「単位%」)

- (1) 有効回答：  $42+44+5+2=93\%$ ..... ①
- (2) 「強く賛成」(42%) + 「やや賛成」(44%) = 86%..... ②
- (3) 「強く反対」(2%) + 「やや反対」(5%) = 7%..... ③
- (4) 「強く賛成」 + 「やや賛成」 = 有効回答の **92%** ..... (=86% ② ÷ 93% ①) ④

即ち、有効回答の**92%**が、「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成である。

【同世論調査の有効回答の**92%**が、「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成】は、1945年～2012年の67年間の世論を考えると、

**奇跡**である。

(以下、余白)

V 国民主権国家（憲法 1 条、同前文第 1 文、同 56 条 2 項）では、主権者は、多数意見で、行政の長を選ぶ権利を有す（本書 16～17 頁）

1(1) 2012 年 1 月の台湾総統選挙で、馬英九氏は、**51.6%** (6,891,139 票) 得票して、台湾総統に当選し、蔡英文氏は、**45.6%** (6,093,578 票) 得票して落選した。

馬氏と蔡氏の得票率の差は、僅か 6.0% (=51.6%－45.6%) でしかない。

台湾総統選は、**人口比例選挙**である。

(2) 2012 年 5 月のフランスの大統領選挙で、オランド氏は **51.6%** (18,000,668 票)

得票して、仏大統領に当選し、サルコジ氏は、**48.4%** (16,860,685 票) 得票して、落選した。両者の得票率の差は、僅か 3.2% (=51.6%－48.4%) でしかない。

仏大統領選は、**人口比例選挙**である。

(3) 2012 年 11 月の米国大統領選で、オバマ氏は、**50.4%**得票して、米大統領に当選した。他方で、ロムニー氏は **48.1%**、得票して、落選した。両者の得票率の差は、僅か 3.2% (=51.6%－48.4%) でしかない。

米大統領選は、**人口比例選挙**である。

(4) 2012 年 12 月の韓国大統領選挙で、朴槿恵氏が総有効投票数の **51.6%** (約 15,771,000 人) を得票して、大統領に当選し、文在寅氏が **48.0%** (約 14,670,000 人) を得票して、落選した。両者の得票率の差は、僅か 3.6% (=51.6%－48.0%) でしかない。

韓国大統領選は、**人口比例選挙**である。

2 「台湾総統選、仏、米、韓の各大統領選の例は、日本には参考とならない。なぜなら、日本は、議院内閣制だから、総統制、大統領制と同列には論ぜられ

ないからである。」との、一見『モットモらしい議論』があり得るであろう。

しかしながら、この議論は、誤っている。

その理由は、下記ア～エのとおりである。

ア 「国民主権」（憲法 1 条、同前文第 1 文、同 56 条 2 項）とは、

『主権者（国民）が、国民の多数意見（＝「過半数の意見」）で、国家権力（行政権、立法権、司法権の三権）を支配すること』

を意味する。

イ 国民主権国家は、

- ① （主権者たる国民が、直接投票によって、国民の多数意見で、「行政権の長」（大統領）を選ぶ）「大統領制」国家と、
- ② （主権者たる国民が、国会議員を通じて、間接的に、国民の多数意見で、「行政権の長」を選ぶ）「議院内閣制」国家、

の 2 つに大別される。

ウ 国民主権国家に於いては、直接的（大統領制）と間接的（議院内閣制）の差異はあるものの、大統領制も、議員内閣制も、ともに、主権者（国民）が、国民の多数意見で、「行政権の長」を選ぶという点は、全く同一である（憲法 1 条、同前文第 1 文、同 56 条 2 項）。

エ 議院内閣制の下でも、主権者（国民）が、（間接的に「正当に選挙された国会における代表者」を通じて示される）主権者（国民）の多数意見で、「行政権の長」を選出するためには、その選挙は、「人口比例選挙」であることが必須である。

## VI 7個の人口比例選挙判決 (本書 18 頁)

下記のとおり、【『憲法は、【できる限りの人口比例選挙】を要求している』旨判示する人口比例選挙判決】は、既に7個に達している。

- (i) 平成 23 年 1 月 28 日福岡高判（廣田民生裁判長）（甲 30）
- (ii) 平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長）（甲 13）
- (iii) 同年 3 月 25 日広島高判（筏津順子裁判長）（甲 10）
- (iv) 同年 3 月 26 日名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長）（甲 8）
- (v) 同年 3 月 18 日福岡高判（西謙二裁判長）（甲 7）
- (vi) 同年 3 月 6 日東京高判（難波孝一裁判長）（甲 3）
- (vii) 同年 11 月 28 日広島高裁岡山支部（片野悟好裁判長）（甲 54）

(以下、余白)

## VII 過去 50 余年間、選挙無効訴訟が繰り返されている理由 (本書 19 頁)

昭和 30 年代から今日まで、50 余年間、選挙無効訴訟が、途絶えることなく、提訴されてきた。**エンドレス**であるかの如くである。

その理由は、**一重に、**最高裁判所が、

① 憲法は、「**できる限りの人口比例**」に基づく選挙を要求している；

② 選挙区割りが人口比例から乖離する場合、その乖離に合理性が有ることの**立証**  
**責任は、国にある、**

との【**一義的規範**を明示する判決】を言渡さなかったからである。

(以下、余白)

## Ⅷ 違憲状態判決は、憲法 98 条 1 項違反である (本書 20~22 頁)

(1) 憲法 98 条 1 項は、

「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する…**国務に関するその他の行為…は、その効力を有しない**」

と定める。

(2) 選挙は、憲法 98 条 1 項の「国務に関するその他の行為」の一つである。

従つて、憲法の条規に反する状態の選挙（即ち、違憲状態の選挙）は、憲法 98 条 1 項の定めにより、「その効力を有しない」ハズである。

(3) ところが、最高裁は、憲法の条規に基づくことなく、判例として、『合理的期間の法理』を生み出した。

この『合理的期間の法理』は、  
是正立法のための【合理的期間】の末日が、投票日の時点で未経過であれば、

【最高裁が「違憲状態」と既に**判断済**の選挙】（＝「国務に関するその他の行為」の一つ）を、憲法 98 条 1 項の「その効力を有しない」の定めとは逆に、「有効」としてしまふ判例法理である。

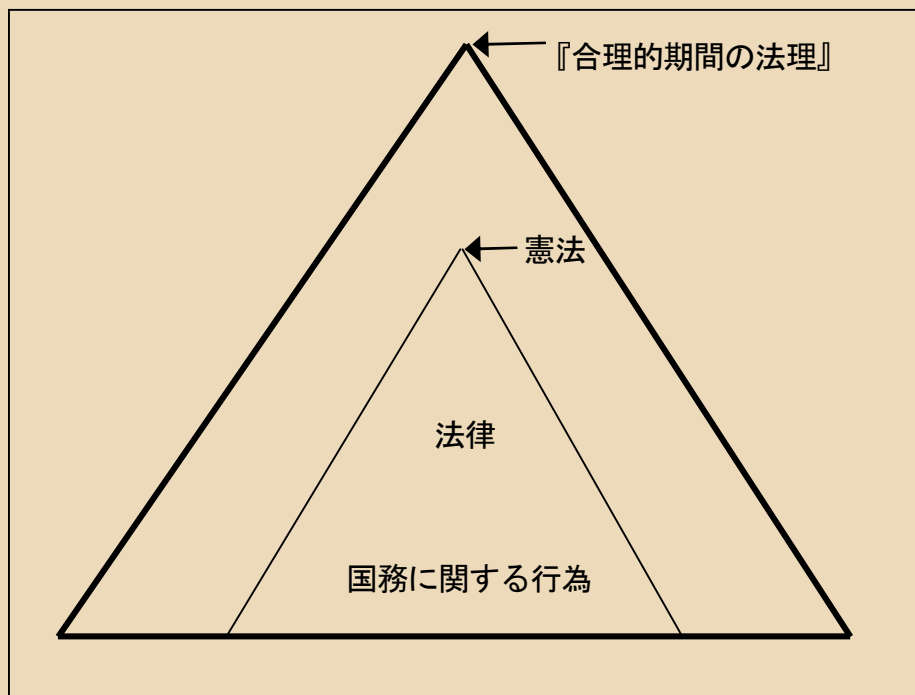
よつて、『合理的期間の法理』は、このように、憲法 98 条 1 項の明文に反するという点で、



- ① 憲法の最高法規性（憲法 98 条 1 項）を否定し、
- ② 自ら（＝『合理的期間の法理』）を【憲法に優越する『最高法規』】とする、  
【憲法否定の判例法理】

である（注1）。

（注1）【憲法否定の判例法理】



# 重要

(6) 最高裁が「違憲状態」と判断済の【平成 24 年の衆院小選挙区選挙】で選出

された「違憲状態」国会議員は、【憲法 98 条 1 項に基づき、「その効力を有しない」ハズの選挙】で当選した人でしかない。

即ち、「違憲状態」国会議員は、【憲法 98 条 1 項に照らす限り、国政の無資格者】である。

現在、「違憲状態」国会議員が、立法を司り、

「違憲状態」国会議員が、内閣総理大臣に任命されて、行政を司っている。

この「違憲状態」内閣総理大臣は、比喩として言えば、童話の「裸の王様」である。なぜならば、違憲状態内閣総理大臣は、憲法 98 条 1 項に基づき、「その効力を有しない」ハズの【違憲状態の選挙】で当選した人でしかないからである。

これは、憲法秩序の根源的破壊である。無茶苦茶である。

(以下、余白)

## Ⅸ 事情判決は、憲法 98 条 1 項違反である (本書 23～24 頁)

(1) 憲法 98 条 1 項は、

「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する…・国務に関するその他の行為…・は、その効力を有しない」

と定める。

(2) 選挙は、憲法 98 条 1 項の「国務に関するその他の行為」の一つである。

従って、憲法の条規に反する状態の選挙（即ち、違憲状態の選挙）は、憲法 98 条 1 項の定めにより、「その効力を有しない」ハズである。

(3) ところが、最高裁は、憲法の条規に基づくことなく、判例として、『事情判決の法理』を生み出した。

事情判決（＝違憲違法判決）は、『事情判決の法理』を適用することにより、（裁判所が「**違憲**」と既に判断済みの）当該選挙を、憲法 98 条 1 項の条規どおりに、「その効力を有しない」（＝「**無効**」）とはせず（即ち、**有効**として）、【当該「**違憲**」選挙により当選した議員（＝**違憲議員**）が、次回選挙迄、国会で、立法行為に有効に従事すること】を容認する。

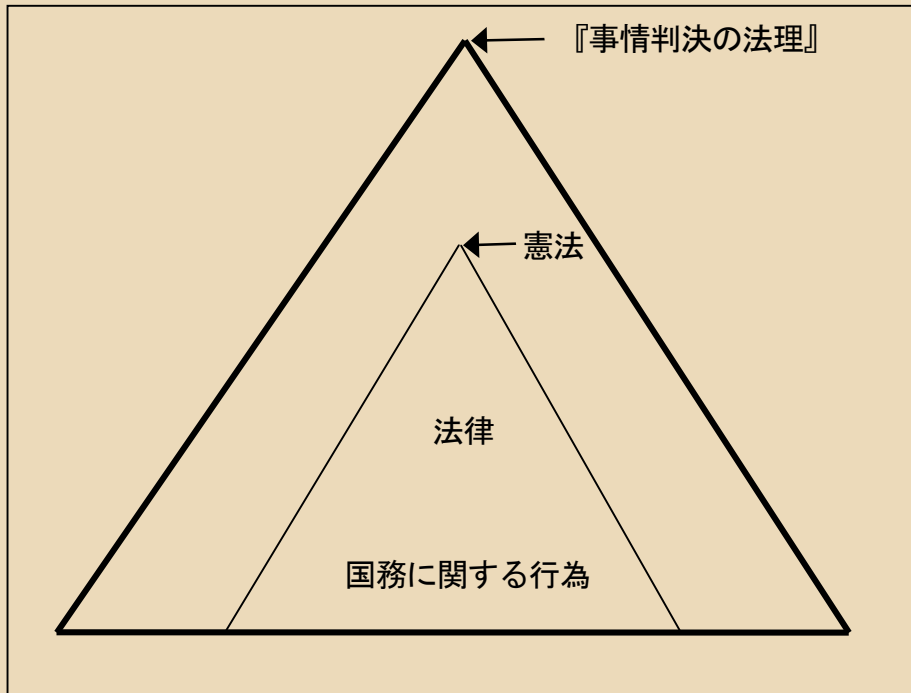
よって、『事情判決の法理』は、このように、憲法 98 条 1 項の明文に反するという点で、

- ① **憲法の最高法規性（憲法 98 条 1 項）を否定し、**
- ② **自ら（＝『合理的期間の法理』）を【憲法に優越する『最**

高法規』とする、【憲法否定の判例法理】

である(注1)。

(注1) 【憲法否定の判例法理】



(4) 最高裁が「違憲」と判断済の選挙で選出された「違憲」国会議員は、【憲法 98 条 1 項に基づき、「その効力を有しない」ハズの選挙】で当選した人ではない。

即ち、「違憲」国会議員は、【憲法 98 条 1 項に照らす限り、国政の無資格者】である。

(以下 余白)

## X 最高裁が、全 47 選挙区選挙（参院）につき、「違憲無効」と判決した場合、公共の福祉は、損なわれるか？（本書 25～26 頁）

1 最高裁が、選挙無効裁判で、違憲無効判決を下したと仮定して、議論を進めよう。

最高裁の違憲無効判決で、平成 25 年 7 月参院選・選挙区選出議員全員（＝73 人）が失格した場合、

参院は、96 人の全国一区比例代表議員と、残 73 人の選挙区選出議員の合計・169 人により構成される。

2 （当該 169 人で構成される）参院では、その定足数は、当該決議時の【有資格の全参院議員】の数の 1/3 である。

よって、出席議員が、当該決議時での定足数を満たす場合は、出席議員は、その出席議員の多数決で、下記第 1～第 3 の方法のいずれかを選択する、決議を行い得る。

**第 1 の方法：** 『平成 25 年 7 月参院選挙区選挙の再選挙を行わない』旨の時限立法を行う。

この場合、参院は、2016 年 7 月の参院選について、下記第 2 の方法、第 3 の方法を援用して、当該 2 つの方法の中の 1 つを可決できる。

**第 2 の方法：** 『人口比例選挙たる・全国一区比例代表制選挙（参院）の手続を援用する』旨の時限立法を行って、当該違憲無効判決の対象となった全 47 選挙区選挙（73 議席）の再選挙を行う。

**第 3 の方法：** 同 169 人の参院議員が、ブロックの数を決定し（例えば、9 ブロック制）、**第三者独立委員会**に、そのブロック数の中で、人口比例に基づく選挙区割り（案）を作成させ、参院

は、同（案）を参考として、選挙制度改革立法を行う。その後、再選挙を行う。

- 3 参院が上記第 1～第 3 の方法（本書 25～26 頁）のいずれを採用したとしても、参院は、立法府として、100%機能し得る。よって、最高裁が、全選挙区選挙につき「違憲無効」判決を下しても、何らの不都合も生じない。

ハッキリ言って、公共の福祉が損なわれることは、一切ない。

- 4 逆に、事情判決（＝違憲違法判決）を下すことは、『違憲議員が、次回選挙迄（①解散時迄又は 4 年間〈衆院〉；②6 年間〈参院〉）、国会議員としての地位を維持すること』を認めるので、

違憲議員（＝国政の無資格者）が、「正当に選挙された国会における代表者」（憲法前文、第 1 文、冒頭）でないにも拘らず、その 6 年間の任期満了日（但し、参院の場合）迄又は 4 年間の任期満了日又は解散日迄（但し、衆院の場合）、国政に関与し、全国民（全主権者）を法的に拘束する法律を立法することになる。

このような【**国家レベルの異常事態**】こそ、憲法秩序の許容枠を遥かに超えたことである（広島高裁岡山支部判決文 23 頁下 9 行～24 頁 1 行（甲 54）も同旨）。

このような**全主権者（全国民）の利益を害する異常事態**こそが、主権者（国民）の利益尊重の視点から見ると、『公共の福祉を損なうこと』を意味する。

なぜなら、公共の福祉とは、【**主権者の福祉**】を意味するからである。

公共の福祉は、いささかも【**違憲国会議員の福祉**】を意味しない。

（以下 余白）

## XI 『合理的期間』論（本書 27～46 頁）

序（本書 27 頁）

上記第 2 章Ⅷ（本書 20～22 頁）に示したとおり、「選挙人」は、【『合理的期間の法理』自体が、憲法 98 条 1 項の明文違反である】と強く主張する。

しかしながら、仮に『合理的期間の法理』が立ったとしても、下記第 1～第 6（本書 27～46 頁）に示すとおり、平成 25 年 7 月参議院選挙の『合理的期間』の末日は、その投票日（'13/7/21）の時点で、既に徒過済である。

よって、7 月参院選（選挙区選挙）は違憲無効である。

### 第 1 7 月参院選の『合理的期間』の起算日（本書 26～28 頁）

#### 1 平成 24 年最高裁大法廷判決（13 頁。甲 1）は、

「当裁判所が平成 21 年大法廷判決においてこうした参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性を指摘したのは本件選挙（'10/7/11。引用者注）の約 9 か月前のことであり、……」（強調 引用者）

と記述する。

よって、平成 24 年最高裁大法廷判決は、『合理的期間』の起算日は、平成 21 年最高裁大法廷判決日（'09/9/30）であると解している。

- 2 平成 24 年最高裁大法廷判決（甲 1）によれば、本件 7 月参院選挙区選挙が「違憲」か「合憲」かは、『合理的期間』が、その起算日（'09/9/30）～投票日（'13/7/21）の 3 年 10 ヶ月弱の間に徒過済であるか否かによって決せられる、と解される（同判決文 13 頁下 10 行～14 頁 4 行参照。甲 1）。

3 平成 24 年 12 月衆院選（小選挙区）について、15 個の違憲高裁判決の認定した『合理的期間』の起算日は、遅くとも、平成 23 年最高裁大法廷判決日である

平成 24 年 12 月衆院選（小選挙区）について、15 個の違憲高裁判決は、『合理的期間の起算日は、遅くとも、平成 23 年最高裁大法廷判決日（'11/3/23）である』と解している（①平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決：11 頁 6～14 行（甲 13）、②平成 25 年 3 月 25 日名古屋高裁金沢支部判決：17 頁 5～8 行（甲 8）、③平成 25 年 3 月 18 日福岡高裁判決：14 頁下 12～下 11 行（甲 7）、④平成 25 年 3 月 25 日広島高裁判決：27 頁 2～3 行（甲 10）、⑤平成 25 年 3 月 7 日札幌高裁判決：10 頁 7～8 行（甲 4）、⑥平成 25 年 3 月 14 日名古屋高裁判決：24 頁 4～7 行（甲 6）等）。

各選挙管理委員会（被告）も、『合理的期間の起算日は、平成 23 年最高裁大法廷判決日（'11/3/23）である』旨主張している（平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決：8 頁 1～5 行、甲 13）。

4 平成 24 年 12 月衆院選について、15 個の違憲高裁判決は、「合理的期間は、長くても、1 年 9 ヶ月弱」と解している

ところで、平成 25 年 3～4 月に言渡された 17 個の選挙訴訟（衆院選）の高裁判決のうち、2 個の違憲無効判決、13 個の違憲違法判決は、全て、『合理的期間』は徒過済であると認定した。

平成 23 年最高裁大法廷判決の判決言渡日（'11/3/23）～衆院選の投票日（'12/12/16）の間は 1 年 9 ヶ月弱であるため、2 個の違憲無効高裁判決及び 13 個の違憲違法高裁判決は、『合理的期間』は、長くても、1 年 9 ヶ月弱、と解している、と理解される。

5 『合理的期間』の長さは、衆院選と参院選で、差異はない



そして、衆院選と参院選の『合理的期間』の長さは、原則、衆院選のそれ（＝**1年9ヶ月弱**。上記4参照）と同一と解される。けだし、衆院も、参院も、ともに立法府を構成している以上、参院選の『合理的期間』の長さが、衆院選のそれ（＝**1年9ヶ月弱**）より、より長くあるべきであるとする合理的理由がないからである。

国が、もし「そうではない」と主張するのであれば、国は、『参院選の『合理的期間』の長さが、衆院選についてのそれより、より長くあるべきであること』の**立証責任**を負う。

## 6（小括）（本書29頁）

**第1に**、本件平成25年7月参院選挙区選挙の『合理的期間』は上記3～5（本書28～29頁）に示したとおり、長くても、**1年9ヶ月弱**である。

**第2に**、本件選挙の『合理的期間』の起算日は、上記1（本書27頁）のとおり、平21.9.30である。

**第3に**、本件投票日（平成25.7.21）は、『合理的期間』の**起算日**（平21.9.30）から**3年10ヶ月弱**後である。

よって、本件選挙の『合理的期間』は、本件投票日（平25.7.21）の時点で、既に満了済である。

従って、本件平成25年7月参院選挙区選挙は、**違憲**である。

（以下 余白）

第2 『合理的期間』とは、選挙制度の見直しの是正立法成立に、合理的に必要なとされる期間である（本書30頁）

1 『(立法裁量のための)合理的期間』とは、参院について言えば、【国会が、『最高裁が、「合憲」と認定した）土俵』（即ち、

①都道府県単位の選挙区割りを見直すこと（平成24年最高裁大法廷判決12頁）

②参院選の憲法上の投票権の価値の平等性の要求を衆院選のそれに劣後させないこと（同11頁）

の枠内で、議論し、憲法の要求に沿った選挙制度の是正立法成立に、合理的に必要なとされる期間』である。

2 2002年4月8日連邦地裁命令（ペンシルバニア州中部地区）の9日後に、是正立法が成立した

米国連邦地裁（ペンシルバニア州中部地区）が、2009年4月8日に人口較差：19人（最大）の当時の選挙区割りを「違憲」と判断し、3週間以内に、米国連邦憲法に沿った選挙区割り法案を提出するよう命じたところ、State（州）は、同命令日の9日後（2002/4/17）に、人口較差（最大・1人）の新しい「選挙区割り改正法」を立法した（甲19の1及び2）。

(i) この一票の住所差別問題に対する米国連邦地裁の命令の認めた『立法改正のための猶予期間』が僅か3週間以内であったことと、

(ii) State（州／国）がその命令に対して、9日間のスピードで立法化した、ことの

迫力満点の2つの事実は、日本の裁判所が、『合理的期間』とは、どの程度の長さが合理的に必要な長さとして認められるかを判断する際の、一つの参考事例となるろう。

第3 国の主張・立証（【本件投票日〈平成 25.7.21〉以降の参議院の「選挙制度の改革に関する検討会」及び「選挙制度協議会」において、参議院議員の選挙制度の抜本的な改革に向けた協議が行われたこと及び同協議が今後続けられる見込みであること】（乙 10、11 の 1～2、12 の 1～4、13～14）の主張・立証）は、違憲状態判決の正当化事由とはならない（本書 31～34 頁）

国は、札幌高裁平成 25 年（行ケ）1 号事件における準備書面(1)8 頁 2～8 行で、

「現に参議院の「選挙制度の改革に関する検討会」及び選挙制度協議会において参議院議員の選挙制度の抜本的な改革に向けた協議が重ねられてきているのであるから、（また、今後は前記工程表に従って各論点についての議論が加速していくことが十分期待される状況にある。）、これらの検討状況等を正当に評価すれば、本件選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の権限を越えるものとまではいえないというべきである。」

と主張する。

## 反論

1 しかしながら、【国会議員が、本件投票日（平 25/7/21）より後の時点で、是正立法に向けて協議が重ねられているか否か】は、【「合理的期間」の末日が、本件投票日（平 25/7/21）に徒過済であるか否か】とは、無関係である。

なぜならば、仮に、『合理的期間』の末日が、既に、本件投票日で徒過済となつてしまっているとすると、その【徒過済の事実】が、【本件投票日〈平成 25.7.21〉以降の国会議員の当該【平成 28 年参院選の選挙制度改革のため協議】の積み重ね】の事実によって、【未徒過の事実】に逆転することは、**誰がどう考えたとしても、論理的に有り得ないからである。**

**即ち、切り落とされた首は繋がらない。**

しかも、【本件投票日〈平成 25.7.21〉以降の参議院の「選挙制度改革に関する検討会」及び「選挙制度協議会」において、参議院議員の選挙制度改革の抜本的な改革に向けてなされた協議又は今後なされると見込まれる協議】は、次回の平成 28 年の参院選に適用される予定の選挙制度についてのものではない。

よって、これらの協議が成功して、平成 28 年参院選が、憲法の要求に沿った是正立法の下で実行されたとしても、

【本件平成 25 年参院選挙が、憲法の条規に反する事実】は、遡って、【本件平成 25 年参院選挙が、憲法の条規に反しない事実】に変更されるわけではない。

この点からも、【本件投票日〈平成 25.7.21〉以降の参議院の「選挙制度改革に関する検討会」及び「選挙制度協議会」において、参議院議員の選挙制度改革の抜本的な改革に向けた協議が行われたこと及び同協議が今後続けられる見込みであること】が、『本件投票日に、合理的期間の末日が、徒過済であって、そのため選挙が憲法 98 条 2 項の「その効力を有しない」選挙であるか。否か』の問題に、何らの影響をも持ち得ないことは、火を見るより明らかである。

2 違憲状態の選挙で選出された国会議員は、**違憲状態国会議員**（＝【国政の無資格者】）である。かかる**違憲状態国会議員**が、選挙改革のための立法裁量権を、**1 京分の 1 秒の瞬時**であれ、有するわけではない。

更に言えば、**違憲状態国会議員**（＝【国政の無資格者】）が、3 年 9 ヶ月強（＝平成 21 大法廷判決日〈平 21/9/30〉～本件投票日〈平 25/7/21〉）もの長さ裁量期間を有するわけではない。

3 今、日本は、**違憲状態国会議員**という名の【**国政の無資格者**】が、毎日、国家権力を支配している。

## 異常である。

日本国の領土内で、この【**国家レベルの異常事態**】が発生している今、最高裁判所裁判官は、憲法 99 条、81 条、98 条 1 項、76 条 3 項により、【**国家レベルの緊張感**】を持って、【**法の支配を実現する判決**】を下すよう、要求される。

4 主位的に、「選挙人」は、

『合理的期間の法理』、『事情判決の法理』のいずれも、それ自体、「違憲無効」の法理である旨主張する。

5 仮に、『合理的期間の法理』及び『事情判決の法理』は、憲法 98 条 1 項違反の『違憲無効の法理』であるとの「選挙人」の主張が立たないとしても、

予備的に、「選挙人」は、

① 『**合理的期間**』の末日が本件投票日（平 25・7・21）に未経過であったこと』の主張・立証責任は、国にある旨主張し、且つ

② 『**事情判決の法理**の適用のために必要な事由（即ち、

(i) 「右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる**不都合、その他諸般の事情**」（昭和 60 年大法廷判決。強調 引用者）

が、存在すること、及び

(ii)【当該選挙が事情判決によって無効とされないことによって受ける国民の利益】が、【当該選挙が違憲無効とされることによって受ける国民の利益】より大であること)』の主張・立証責任も、国にある旨主張する。

6 『国会が、平成 21 年大法廷判決日 (平 21.9.30) ～本件投票日 (平 25.7.21) 迄の 3 年 9 ヶ月強もの長期間内に、同判決どおりの内容の是正立法を成立させること』は、十分可能であった。

ところが、平成 21 年大法廷判決日 (平 21.9.30) ～本件投票日 (平 25.7.21) 迄の 3 年 9 ヶ月強の期間内に、**空白の21ヶ月** (本書 38、40 頁) が存在する。

国は、この空白の 21 ヶ月の存在につき、何らの反論も、何らの反証もしない。

**勝負有りである。**

7 裁判官は、法を事実に適用して、判決を言渡し、法の支配を実現する。裁判では、両当事者のどちらが、必ず、主張・立証責任を負担する。

勿論、選挙無効裁判は、裁判である。

よって、両訴訟当事者 (本件裁判では、国、選挙人) は、この**主張・立証責任の分配**のルールから逃れることはできない。

**これは、黄金律である。**

(以下 余白)

## 第4 狼少年 (本書 35～36 頁)

### 1 最高裁は、国会議員の目から見ると狼少年である (本書 35～36 頁)

#### (1) 平成 16 (04) 年最高裁大法廷判決 (参院)

- ア 当該選挙の 1 票の格差 (最大) は、1 対 5.06 である。
- イ 9 名の判事 (多数意見) は、合憲と判断した。
- ウ 但し、その中、4 名は、『選挙制度の抜本的見直しが必要である』旨の補足意見を述べた。
- エ 最高裁裁判官の定員 (全 15 名) の中の 6 名は、「違憲・違法」の反対意見を述べた。
- オ (小括)

10 名 (=6 名 (違憲の反対意見) + 4 名 (補足意見)) は、『憲法は、選挙制度の見直しを要求している』旨の意見を述べた。

#### (2) 平成 18 (06) 年最高裁大法廷判決 (参院) (本書 35 頁)

- ア 当該選挙の 1 票の格差 (最大) は、1 対 5.13 である。
- イ 10 名の判事 (多数意見) は、合憲と判断した。
- ウ 但し、その中の 3 名は、『選挙制度の抜本的な見直しを求める補足意見』を述べた。
- エ 全 15 名の中の 5 名は、「違憲・違法」の反対意見を述べた。
- オ (小括)

8 名 (=5 名 (違憲の反対意見) + 3 名 (補足意見)) は、『憲法は、選挙制度の見直しを要求している』旨の意見を述べた。

- カ 国会議員は、平成 18 年最高裁大法廷判決を見て、違憲無効判決でないことを確認し、最高裁を<sup>●●●</sup>狼少年<sup>●●●</sup>と思った、と推察される。

(3) 平成 21 (09) 年最高裁大法廷判決 (参院) (本書 36 頁)

ア 当該選挙の 1 票の格差 (最大) は、1 対 4.86 である。

イ 10 名の判事 (多数意見) は、「合憲」と判断したものの、その法廷意見の中に、

「・・・最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の大幅な見直しが必要なことは否定できない。・・・国会において、**速やかに**投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて適切な検討が行われることが望まれる」

との意見を明記した (同判決文 8 頁 強調 引用者)。

ウ 5 名は、「違憲・違法」との反対意見を述べた。

エ (小括)

15 名 (=5 名 (違憲の反対意見) +10 名 (多数意見)) が、『憲法は、選挙制度自体の大幅な見直しを要求している』旨の意見を述べた。

オ 国会議員は、平成 21 年最高裁大法廷判決を見て、違憲無効判決でないことを確認し、最高裁を**狼少年**と再び思った、と推察される。

(4) 平成 24 (12) 年最高裁大法廷判決 (参院) (本書 36 頁)

ア 当該選挙の 1 票の格差 (最大) は、1 対 5.00 である。

イ 13 名の判事は、『当該選挙は違憲状態である』旨の多数意見を述べた。

ウ 3 名は、『当該選挙は、違憲・違法』との反対意見を述べた。

エ 国会議員は、平成 24 年最高裁大法廷判決を見て、違憲無効判決でないことを確認し、最高裁を、**狼少年**と**三たび**思った、と推察される。

2 (本書 36~37 頁)

最高裁は、国会議員によって、



(1) 平成 16 (’04) 年選挙 (参院) (選挙区間の人口較差 (最大) : 1 対 5.13) で、顔に泥を塗られ (1 回目)、

平成 19 (’07) 年選挙 (参院) (同 1 対 4.86) で、顔に泥を塗られ (2 回目)、

平成 22 (’10) 年選挙 (参院) (同 1 対 5.00) で、顔に泥を塗られた (3 回目)。

(2) 最高裁が、万一、平成 25 (’13) 年選挙 (選挙区間の人口較差 : 1 対 4.75。4 増 4 減改正法により。) でも、「違憲」判決を回避するとすると、国民 (主権者) の目からみると、顔に 4 回目の泥を塗られても、最高裁が、尚その屈辱に静かに耐えているように見える。

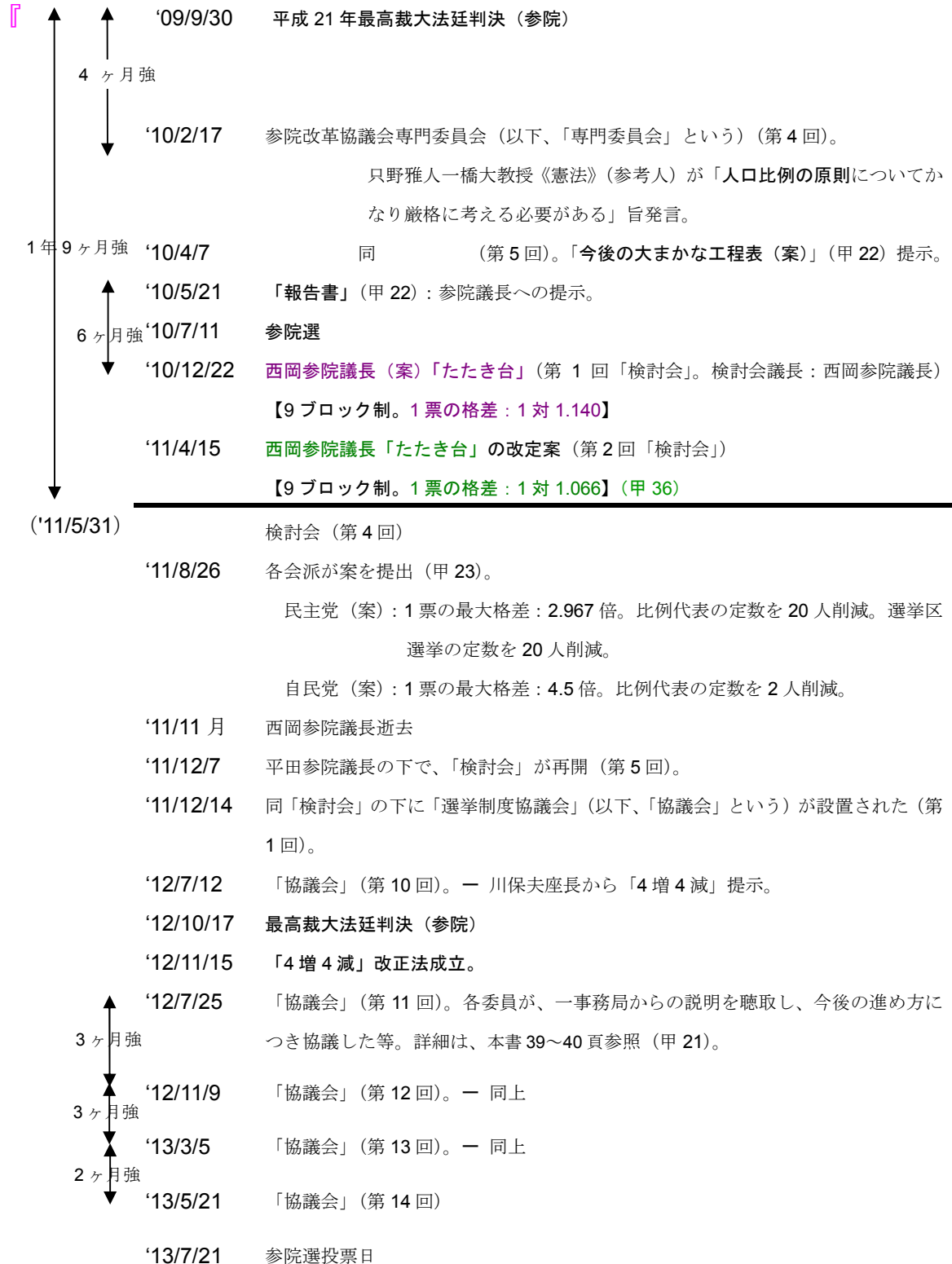
(3) ’13/5/2 朝日新聞の世論調査によれば、有効回答者数の92%は、『一票の格差はできるだけ小さくすべきである』に賛成である (甲 20)。

主権者 (国民) は、『最高裁判事が、違憲状態国会議員の手で、顔に 4 回目の泥を塗られても、静かに耐え続けること』を望んでいない。

(以下、余白)

第5 『合理的期間』の全ての毎日が、本当に合理的に必要な期間だったか？（本書 38～44 頁）

1 時系列表（本書 38 頁）



2 『合理的期間』とは、違憲状態国会議員（＝「バリバリの利害関係者」）が、1票の格差を憲法の定める投票価値の平等の要求に一致させるよう、できるだけ早く審議し、立法するために、**合理的に必要な期間**である。

3-1 時系列表によれば、平成21年最高裁大法廷判決日（'09/9/30）～「専門委員会（第4回）（'10/2/17）の期間は、空白の4ヶ月強である。

3-2 「報告書」の参院議長への提出日（'10/5/21）～**西岡参院議長**の下の「検討会」（第1回）開催日（'10/12/22付「**たたき台（第1回）**」の提出日）は、空白の6ヶ月強である。

3-3 参院議長の下での検討会（第4回）（'11/8/26）～平田新参院議長の下での「検討会」（第5回）（'11/12/7）は、空白の3ヶ月強である。

3-4（本書39～40頁）参院選挙制度協議会（以下、「協議会」という）（第11回）（'12/7/26）～「協議会」（第12回）（'12/11/9）は、空白の3ヶ月強である。但し、「協議会」（第11回）につき、参議院ホームページ（[http://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigijoho/kentoukai/kyougikai\\_keika.html](http://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigijoho/kentoukai/kyougikai_keika.html)）は、

「 会派の変更に伴う本協議会の構成の変更について確認した。  
これまでの協議結果を「選挙制度改革に関する検討会」に対して報告することとした。  
次回の協議会については、国会情勢を踏まえつつ、改めて調整することとした。」

と記述するのみである（甲21）。

即ち、各委員は、平成21年最高裁大法廷判決を踏まえたうえでの、選挙区割りについての実質的な審議をしていない。

「協議会」（第 12 回）につき、参議院ホームページ（同上）は、

「 会派の変更に伴う本協議会の構成の変更について確認した。

平成 24 年参議院議員定数訴訟最高裁判所判決の概要について、事務局から説明を聴取した。

今後の進め方について協議を行った。

次回の協議会については、国会情勢を踏まえつつ、改めて調整することとした。」

と記述するのみである（甲 21）。

即ち、各委員は、平成 21 年最高裁大法廷判決を踏まえたうえでの、選挙区割りについての実質的な審議をしていない。

3-5 「協議会」（第 12 回）（'12/11/9）～同（第 13 回）（'13/3/5）は、空白の 3 ヶ月強である。

但し、「協議会」（第 13 回）につき、同参議院ホームページ（同上）は、

「 会派の変更に伴う本協議会の構成の変更について確認した。

これまでの本協議会の協議の経緯等について、事務局から説明を聴取した。

今後の進め方について協議を行った。

次回の協議会については、国会情勢を踏まえつつ、改めて調整することとした。」

と記述するのみである（甲 21）。

即ち、各委員は、平成 21 年最高裁大法廷判決を踏まえたうえでの、選挙区割りについての実質的な審議をしていない。

3-6 「協議会」(第13回)('13/3/5)～同(第14回)('13/5/21)は、空白の2ヶ月強である。

但し、「協議会」(第14回)につき、同参議院ホームページ(同上)は、

「 会派の変更に伴う本協議会の構成の変更について確認した。

平成24年衆議院議員定数訴訟高裁判決の概要について、事務局から説明を聴取した。

今後の進め方について協議を行った。

次回の協議会については、国会情勢を踏まえつつ、改めて調整することとした。」

と記述するのみである(甲21)。

即ち、各委員は、平成21年最高裁大法廷判決を踏まえたうえでの、選挙区割りについての実質的な審議をしていない。

### 3-7 (本書41～42頁)

(1) 本件投票日('13/7/21)以前に、合計：**21ヶ月強の空白期間**

(即ち、①上記3-1の空白の4ヶ月強、

②上記3-2の空白の6ヶ月強、

③上記3-3の空白の3ヶ月強、

④上記3-4の空白の3ヶ月強、

⑤上記3-5の空白の3ヶ月強、

⑥上記3-6の空白の2ヶ月強

合計： 21ヶ月強)

が存在する。

(2) (立証責任を負う)国が、『上記合計21ヶ月強の空白期間が、違憲状態

国会議員が、憲法の定める投票価値の平等性の要求に沿った立法するために合理的に必要な期間であった』と立証することは、困難であろう。

- (3) よって、本件選挙の『合理的期間』は、本件投票日（'13/7/21）の時点で、既に徒過済である。

- 4(1) '10/5/21 に、「専門委員会」は、同委員会作成の、「**今後の大まかな工程表**」と題する書面が添付された**報告書**を江田参院議長に提出した（甲 22）。

同「今後の大まかな工程表」は、平成 23 年度中に選挙制度の見直しをする公選法改正案を国会に提出する旨明記している（甲 22）。

- (2) 更に、同報告書（5 頁、甲 22）は、

「真剣な協議の結果、平成22年の通常選挙に係る定数較差是正は見送り、平成25年の通常選挙に向け選挙制度の見直しを行うこととなった。

（略）

委員の間でも、選挙制度の仕組みの見直しの必要性については、共通の理解ができた。」

と明記している（甲 22）。

即ち、**全専門委員**（民主（3名）、自民（2名）、公明（1名）、共産（1名）、社民（1名）の各会派の代表参院議員。）が、『平成 23 年度中に、選挙制度の見直しをする公選法改正案を国会に提出すること』に同意している。

- (3) 全委員が同意した「今後の大まかな工程表」に照らし、選挙制度の見直し改正法（案）の国会提出までに合理的に必要な期間（＝『合理的期間』）の末日は、**平成 23 年度末**（'11/12/31）と解される。

- (4) よって、『合理的期間』は、本件投票日（'13/7/21）には、徒過済である。

5(1) 違憲状態参院議員は、**西岡参院議長の逝去**（'11/11月）以後、選挙制度の見直しとは**逆方向**の、都道府県を単位とする「**4増4減**」改正法案の成立に向けて審議し、同法を'12/11/15に成立させた。

(2) 検討会（第4回）（'11/8/26）～本件投票日（'13/7/21）の1年9ヶ月弱の日数は、国会によって、選挙制度の見直しの立法とは逆方向の立法のために使用されている。

(3) 従って、当該1年9ヶ月弱は、選挙権を憲法の定める投票権の価値の平等の要求に合致させるための国会の審議・立法にとって合理的に必要な日数とは、解し得ない。

(4) よって、本件選挙の『合理的期間』の末日は、本件投票日（'13/7/21）の時点で、既に徒過済である。

6(1) 民主党、自民党が'11/8/26に検討会に提出した選挙制度改革案には、下記①～②の定数削減（案）が盛り込まれていた。

①民主党案：比例代表で、20名削減。選挙区選挙で、20名削減。

②自民党案：比例代表で、2名削減。選挙区選挙で、4名削減（甲23）。

(2) 参院全国1区・非拘束名簿式比例代表は、人口比例選挙である。当該比例代表の定員を現時点で削減することは、憲法の『投票価値の平等の要請』に逆行する。『その人口比例選挙たる『比例代表』の定数削減』を選挙制度改革の目的の中の1つと掲げて、審議する期間は、投票価値を憲法の定める投票価値の平等の要求に一致させる立法のために、合理的に必要な『期間』とは、到底解されない。

(3) よって、'11/8/26以降～本件投票日（'13/7/21）の日数（＝1年10ヶ月強）

は、『合理的期間』には、含まれない。

- (4) 従って、本件選挙の『合理的期間』の末日は、本件投票日（'13/7/21）の時点で、既に徒過済である。

## 7 予備的主張（本書 44 頁）

- (1) 主権者有志は、あくまでも、上記 3-1~6（本書 39~44 頁）の主張が正しいと信じる。但し、万一上記 3-1~6（本書 39~44 頁）の主張が立たないとした場合、主権者有志は、**予備的に**、下記のとおり主張する。
- (2) 従来のルール（①都道府県を選挙区の単位とすること、②各選挙区の定員を偶数とする）を適用して、定数を、その枠内で、人口比例 1 票の格差（最大）の圧縮の達成の 2 つを目的として、都道府県に配分すれば、国会は、容易に「10 増 10 減」改正法（①東京：2 増、②神奈川：2 増、③大阪：2 増、④北海道：2 増、⑤兵庫：2 増、(i)新潟：2 減、(ii)宮城：2 減、(iii)長野：2 減、(iv)福島：2 減、(v)岐阜：2 減）を立法できる（甲 24）。
- (3) ところが、国会は、定数を、「人口比例」に基づかないで、都道府県に配分して「4 増 4 減」改正法を立法した。
- 「4 増 4 減」改正法（1 票の最大格差：1 対 4.75）（甲 2）は、「10 増 10 減」（1 票の最大格差：1 対 4.31）（甲 24）と比べれば、憲法の定める『投票価値の平等の要求』を、より強く否定するものである。
- (4) 国会が、「10 増 10 減」の立法を回避して、敢えて、憲法の投票価値の平等性の要請の点で劣後する「4 増 4 減」改正法を立法した時点（'12/11/15）で、遅くとも、『合理的期間』の末日は、徒過している、と解される。



## 第6 「4増4減」改正法附則3 (本書45～46頁)

1 平成24年最高裁大法廷は、平成22年7月参院選投票日(10/7/11)の時点で、『合理的期間』が満了済であるか否か』を判断するに当って、当該「4増4減」改正法(案)附則3を、考慮した。

しかし、平成24年最高裁大法廷は、『合理的期間』が、**本件投票日(13/7/21)の時点で**、満了済であるか否か』を判断するに当って、同改正法附則3を、考慮するか否かにつき、何らの判断もしていない。

「4増4減」改正法附則3は、その明文から明らかなおり、平成28年の参院選について選挙制度の抜本的見直しについて、国会に、「引き続き<sup>●●●●●</sup>検討を行(う)」<sup>●●</sup>義務を課しているにすぎない。

2 岩井伸晃最高裁判所調査官、上村考由最高裁判所調査官執筆「最高裁平成24年10月17日大法廷判決」と題する判例解説(ジュリスト1457号97頁)は、この点につき、

「③参議院において、同判決の趣旨を踏まえ、参議院改革協議会の下に設けられた専門委員会における協議がされるなど、選挙制度の仕組み自体の見直しを含む制度改革に向けての検討が行われていたことなどを考慮して、本件選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったこと(いわゆる違憲状態を解消する立法的措置を採らなかつたこと)が国会の裁量権の限界を超えるものとはいえ、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできなかつたと判示している。なお、上記③の点に関連して、本判決が、本件選挙後に国会に提出された公職選挙法の一部を改正する法律案(本判決言渡し後の平成24年11月16日に平成24年法律第94号

〔以下「平成 24 年改正法」という。〕として成立〕は、単に 4 選挙区で定数を 4 増 4 減するものにとどまるが、その附則には選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行う旨の規定が置かれていることに括弧書きで言及しているのは、本件選挙前における国会の検討がそれ自体としては現行制度の仕組み自体の見直しに向けて行われていたものであったとの評価を基礎付ける一つの事情として摘示する趣旨によるものと解される。（強調 引用者）

と記述している。

- 3 上記 1～2（本書 45～46 頁）に示すとおり、同附則 3 は、『合理的期間』末日が、2012 年 12 月 16 日（衆院選投票日）の時点で、徒過済であるか否かを判断するに当たって、法的に意味ある規定とは、およそ解されない。

（以下、余白）

## XII もし仮に、「人口比例選挙」であったなら、秘密保護法は、不成立であった（本書 47 頁）

1 自民・公明の参院議員は、「人口比例選挙」によって選出された【比例代表選出議員】（定員：96 人）の中で、41 人（43%＝41 人÷96 人）でしかない。

非「自民・公明」の議員は、残余の 55 人（55 人＝96 人－41 人。57%＝55 人÷96 人）である。

2 非「自民・公明」の 55 名の参院議員（維新、みんなの党の議員を含む）は、【今国会期間中の秘密保護法の可決】に反対した。しかし、（非「人口比例選挙」により選出される【選挙区選出議員】を含む）全参議院議員数では、自民、公明の議員が、過半数であった。

秘密保護法の参院採決では、【全参議院出席議員の過半数】の意見と【国民の過半数（＝57%）】から選出された参議院議員の意見が**対立**した。そして、参院の**出席議員の過半数**の意見が、**国民の過半数**（＝57%）から選出された議員の意見に**勝利**し、同法案は可決された。

3 この【（非「人口比例選挙」選出議員を含む）参院決議】の帰結は、**国会議員主権**であって、**国民主権**ではない（憲法 1 条違反）。

今の日本は、**国会議員主権国家**であって、**国民主権国家ではない**。

今の日本は、**民主主義国家ではない**。

民主主義の「民」は、「国民」であり、民主主義の「主」は、「主権」である。

民主主義国家は、国民主権国家の別名である。

Ⅷ 平成 23 年最高裁大法廷判決（衆院選）の「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいいい難い。」の判示（本書 48～50 頁）

1(1) 平成 23 年最高裁大法廷判決（衆）は、その判決文・9 頁 5～11 行で、

「この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮はそのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事柄であって、地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいいい難い。」（強調 引用者）

と判示する。

(2) 「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との投票価値の不平等を生じさせる合理性があるとはいいい難い」との規範（平成 23 年最高裁大法廷判決・9 頁 9～11 行）は、『【ある県に住所を有する選挙人】と【他の県に住所を有する選挙人】との間の投票価値の不平等に合理性がない』と同旨である、と解される。

(イ) ということは、下記判示<sup>(注3)</sup>は、

『各選挙人の住所が、どの地域（即ち、どの都道府県）に存在しようとも、

【異なる住所を有する各選挙人】の投票価値の不平等は、**合理性がない**』  
(= 【一票の住所差別は、**合理性がない**】)

と言うのと同じことを言っている、と解される。

即ち、最高裁は、『憲法は、【各選挙人の住所が、どの地域（都道府県）に存在するかを問わず、【異なる住所を有する各選挙人】の投票価値に不平等を生じさせない選挙】（即ち、「できる限りの人口比例選挙」）を要求している』と解している、と理解される。

## 2 【県境を跨ぐ選挙区割り】（本書 49～50 頁）

(1) 平成 24 年最高裁大法廷判決は、その判決文・12 頁 2～3 行（甲 1）で、

「これ（都道府県。引用者注）を参議院議員の選挙区の単位としなければなら  
ないという憲法上の要請はなく、」（強調 引用者）

と判示する。

(2) 選挙区の区割りについて言えば、

(i) 平成 24 年最高裁大法廷判決の「このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである。」（強調 引用者）との規範と、

(ii) 平成 23 年最高裁大法廷判決の「地域性に係る問題のために、殊更に、ある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。」

(強調 引用者) との規範、

という 2 つの規範に照らし、

ある地域（都道府県）に住所を有する選挙人の投票価値と他の地域（都道府県）に住所を有する選挙人の投票価値に殊更の不平等が生じないよう、選挙区の区割りは、県境を跨いで、定められるべきである、と解される。

(3) 更に言えば、「憲法上の要請」である【選挙人間の投票価値の平等の要求】は、非「憲法上の要請」ではない、【都道府県を選挙区の単位とする公職選挙法の選挙区割り】に優越する（憲法 98 条 1 項）。

憲法は、投票価値の平等のために、県境を跨いで、投票価値の平等を実現する選挙区割りを要求している、と解される ((i)平成 24 年最高裁大法廷判決 12 頁下 3 行～13 頁 1 行 (甲 1)。 (ii)平成 25 年 3 月 6 日東京高裁判決〈難波孝一裁判長・20 頁下 11～下 7 行 (甲 3)〉。 (iii)平成 23 年 1 月 28 日福岡高裁判決〈廣田民生裁判長・12 頁下 3 行～13 頁 1 行 (甲 30)〉。 (iv)平成 25 年 12 月 18 日大阪高裁判決〈山田知司裁判長・26 頁末行～27 頁 3 行 (甲 55) )。

(以下、余白)

【添付資料】各判決の一覧表 (本書 51～81 頁)

1 【平成 25 年 3～4 月の 17 個の高裁判決（衆院選）・一覧表】（その 1 / 要約版）

(本書 51～53 頁)

	合理的期間の末日が、本件投票日(‘12/12/16) に、徒過 済か、未徒過か?の別	(i) 違憲無効判決、 (ii) 事情判決、 (iii) 違憲状態判決の 別
(1)平成 25.3.26 広島高 裁岡山支部判決(片野 悟好裁判長)(甲 13)	①徒過済 ②「直ちに」(11 頁 6～14 行)	違憲無効判決
(2) 平成 25.3.18 名古屋 高裁金沢支部判決(市 川正巳裁判長)(甲 8)	①徒過済 ②「1 年 8 ヶ月後」(17 頁 5～11 行)	事情判決
(3) 平成 25.3.18 福岡高 裁判決(西謙二裁判 長)(甲 7)	未徒過	違憲状態判決
(4) 平成 25.3.25 広島高 裁判決(筏津順子裁判 長)(甲 10)	①徒過済 ②「 <u>なお紛争が生ずるなぞということは、憲法が三権 分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与 していることに照らし、憲法上予定されていない 事態</u> 」(29 頁 5～下 3 行) ③「6 ヶ月」(緊急是正法附則 3 条 3 項)(29 頁 5～下 3 行)	違憲無効判決
(5) 平成 25.3. 6 東京高 裁判決(難波孝一裁判 長)(甲 3)	①徒過済 ②「1 年」(区画審設置法 4 条 1 項) ; (21 頁 6～14 行) ③「6 ヶ月」(緊急是正法附則 3 条 3 項)(21 頁 6～14 行)	事情判決
(6) 平成 25.3.7 札幌高 裁判決(橋本昌純裁判 長)(甲 4)	①徒過済 ②「 <u>約 7 ヶ月の期間を要しているが、その間に投票価値の 平等の要請にかなう立法的措置を講ずるためにいか なる具体的作業が行われていたのかを明らかにする 証拠はない</u> 」(11 頁 5～11 行)	事情判決
(7) 平成 25.3.22 高松高 裁判決(小野洋一裁判 長)(甲 1)	①徒過済 ②「1 年」(区画審設置法 4 条 1 項) ; (24 頁 2～9 行)	事情判決

長) (甲9)	③「6ヶ月」(緊急是正法附則3条3項)(24頁2~9行)	
(8) 平成25.3.14 名古屋 高裁判決(加藤幸雄裁判長)(甲6)	未経過	違憲状態判決
(9) 平成25.4.11 東京高 裁判決(設楽隆一裁判長)(本人訴訟)	①徒過済 ②「1年」(区画審設置法4条1項);(16頁) ③「6ヶ月」(緊急是正法附則3条3項)(16頁)	事情判決
(10) 平成25.3.26 福岡 高裁那覇支部判決(今泉秀和裁判長)(甲15)	①徒過済 ②「国会においては、投票価値の平等は憲法上の要請であり、民主主義の根幹をなすものであって、 <b>最優先</b> で達成すべき課題」(16頁4~下3行) ③「 <b>政党間における意見の対立</b> のあった衆議院議員の定数削減等の問題と <b>同時決着</b> を図ろうとした」(16頁4~下3行) ④「 <b>被告側</b> から、合理的期間が経過していないことについての <b>立証</b> がされているということとはできない」(16頁4~下3行)	事情判決
(11) 平成25.3.26 広島 高裁松江支部判決(塚本伊平裁判長)(甲12)	①徒過済 ②空白の「 <b>約7ヶ月</b> 」(16頁下13~下9行)	事情判決
(12) 平成25.3.26 東京 高裁判決(奥田隆文裁判長)(山口弁護士グループ)(甲11)	①徒過済 ②「1年」(区画審設置法4条1項)(24頁下5~25頁3行)	事情判決
(13) 平成25.3.14 仙台 高裁判決(宮岡章裁判長)(甲5)	①徒過済 ②「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正するための立法的措置を講ずることは、国会の <b>最も重大</b> にして、 <b>かつできるだけ速やか</b> になすべき責務」(9頁11~下6行) ③「 <b>相応の迅速性</b> 」(9頁11~下6行)	事情判決
(14) 平成25.3.26 福岡 高裁宮崎支部判決(横山秀憲裁判長)(甲14)	①徒過済 ②「1年」(区画審設置法4条1項);(13頁下2行~14頁7行) ③「6ヶ月」(緊急是正法附則3条3項)(13頁下2行~14頁7行)	事情判決



<p>(15) 平成 25.3.26 広島 高裁判決(小林正明裁判長) (甲 16)</p>	<p>①徒過済</p>	<p>事情判決</p>
<p>(16) 平成 25.3.27 仙台 高裁秋田支部判決(久我泰博裁判長) (甲 18)</p>	<p>①徒過済 ②「本件区割基準及び本件区割規定の是正自体にとって 必須ではないその他の選挙制度改革の検討・審議に 要した期間をもって、事柄の性質上必要とされる是 正のための合理的期間ということはできない。」(17頁 5~16行) ③「憲法上の要求であることが明らかではないその他の 選挙制度の見直しに先行して行えなかった合理的理 由は見出し難い。」(17頁5~16行)</p>	<p>事情判決</p>
<p>(17) 平成 25.3.26 大阪 高裁判決(小松一雄裁判長) (甲 17)</p>	<p>①徒過済 ②「1年」(区画審設置法4条1項) ③「<u>較差是正の取組が遅れたのは、1票の較差是正を先 行させるか否かや、比例定数削減についての意見の 相違など、党派間での対立に関わる政治的な要因が 大きく影響したことがうかがえるのである。</u> しかしながら、前記のとおり、平成23年大法廷判 決後は、憲法の投票価値の平等の要請にかなう立法措 置を速やかに講じることが厳しく要求されていたの であり、これに応えることは、党派を超えた国会の 責務であったことに加え、区画審設置法が、区画審に よる選挙区割りの改定作業について、国勢調査の結果 が官報で公示された日から1年以内に選挙区の改定 案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとしてい ること(区画審設置法4条1項)に鑑みると、1人別 枠方式の廃止を伴うものであったとしても、技術的な 観点からは、平成23年大法廷判決から本件選挙に至 るまでの1年8か月余という期間に選挙区割りを改 定することは可能であったと考えられるのであり、こ れを覆すに足りる証拠はない。」(19頁下10行~20頁5行)</p>	<p>事情判決</p>

## 2 【平成 25 年 3～4 月の 17 個の高裁判決（衆院選）・一覧表】（その 2／詳細版）

（本書 54～68 頁）

	合理的期間の末日が、本件投票日 （'12/12/16）に、徒過済か、未徒過か の別（判決文〈引用〉）	(i)違憲無効判決、 (ii)事情判決、 (iii)違憲状態判決の別
(1)平成 25.3.26 広島高裁岡山支部 判決（片野悟好裁判長）（甲 13）	①徒過済 ②「国会議員は憲法擁護義務を負っており（憲法 99 条）、平成 23 年大法廷判決により、 <u>本件区割規定が違憲状態であると判断されたのであるから、国会は、直ちに是正措置を講ずるべきといえる。</u> しかも、衆議院議員の任期は 4 年で、任期満了前に解散される可能性もあること（憲法 45 条）、平成 23 年大法廷判決は、できるだけ速やかに立法的措置を講ずる必要がある旨指摘したこと等も併せかんがみれば、衆議院議員の任期の約 2 分の 1 に相当する期間である 1 年 9 か月弱は、本件区割規定ないし本件選挙制度を改定するための合理的な期間として、不十分であったと認めることは到底できない。」（11 頁 6～14 行）	② <b>違憲無効判決</b> ②「しかし、投票価値の平等は、上記のとおり、 <u>国民主権・代表民主制のもとにおいて、最も重要な基準とされるべきであること、無効判決がなされても、上記のように、無効判決が確定した選挙区における選挙の効力についてのみ、判決確定後将来にわたって失効するものと解されることなどにかんがみれば、長期にわたって投票価値の平等に反する状態を容認することの弊害に比べ、無効と判断することによる政治的混乱が大きいと直ちにいうことはできない。</u> 」（13 頁 3～9 行）
(2) 平成 25.3.18 名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長）（甲 8）	①徒過済 ②「平成 23 年大法廷判決の 1 年 8 か月後に施行された本件選挙時まで、平成 23 年大法廷判決が明示的に違憲と指摘した点に従った本件区割規定の改定は行われず（同(4)イ）、本件区割規定のまま本件選挙が実施されたものである（同(5)ア）。 したがって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった本件区割規定は、合理的期間内には是正されなかったものとして、違憲かつ違法であるといわざるを得な	① <b>事情判決</b> ②「原告の請求は、本件選挙における福井県第 3 区選挙の違法をいう点において理由があるが、これを無効とした場合の公の利益の著しい障害等を考慮して、 <u>行政事件訴訟法 31 条 1 項の趣旨</u> に準じて、原告の請求を棄却し、主文で本件選挙における福井県第 3 区選挙の違法を宣言することとする。」（17 頁下 9～下 6 行）

	い。』(17頁5～11行)	
(3) 平成 25.3.18 福岡高裁判決(西 謙二裁判長)(甲 7)	①未徒過 ②「しかしながら、国会ないし区画審は、暫定的にはあっても、投票価値の較差を低減すべく対応したものであり、各政党においても、中長期的な抜本的改革として、比例代表制度の改革、更なる定数減、中選挙区制の導入、大選挙区制の導入、参議院選挙制度との調整等が想定されており(甲23, 乙4の2, 8), <u>緊急是正法施行後に抜本的な対応をとることが予定されていたのであって、これらに対応してより厳格に投票価値の平等を図るためには、なお時間を要するものと理解することができること</u> や、本件選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差の最大値が前回選挙当時の較差の最大値と比べて著しく懸け離れたものでないことなどに平成23年大法廷判決言渡し時から本件選挙までの期間を総合して考察すると、本件において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達した時から本件選挙までの間にその是正のための改正がされなかったことにより、 <u>憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものと断定するに由ないものといわざるを得ない。</u> 」(21頁下6行～22頁8行)	①違憲状態判決
(4) 平成 25.3.25 広島高裁判決(篠 津順子裁判長) (甲10)	①徒過済 ②「既に、平成23年判決が言い渡され、国会が上記の憲法上の義務を国民に対して負っていることが明らかにされている以上、 <u>国会の審議又は議決において、なお紛糾が</u>	①違憲無効判決 ②下記③に示すとおり、選挙無効の「不都合、その他諸般の事情」の存在の立証責任は、国が負う。 ③「なぜなら、本件区割規定が、憲法

生ずるなぞということは、憲法が三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らし、憲法上予定されていない事態というべきであるし、また、緊急是正法の施行を受けて、審議を再開した区画審に関しては、6か月以内においてできるだけ速やかに勧告を行うものとされているのであるから（緊急是正法附則3条3項。なお、第180回国会の平成24年8月23日の衆議院政治倫理委員会において、田口尚文政府委員〔総務省自治行政局選挙部長〕は、区画審の作業期間について質問されたところ、区画審においては、6か月以内には作業を完了し得る旨の答弁をしている。〔公知の事実〕）、通常の場合であれば、平成23年判決の言渡しの日である平成23年3月23日から1年が経過する平成24年3月23日までに、また、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応に追われていたことを最大限考慮したとしても、平成23年判決の言渡しの日である平成23年3月23日から1年半が経過する平成24年9月23日までに、本件区割基準中の1人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったのであれば、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態については、憲法上要求される合理的期間内に是正されていなかったものといわざるを得ない」（29頁5～下3行）

14条1項等の憲法の規定に反する場合であっても、それによって選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、本件選挙を無効とする判決の結果、本件区割規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合勘案し、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法31条1項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用し、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避して、事情判決をすることもあり得るとするのが判例（昭和51年判決、昭和60年判決）だからである。

そこで検討するに、本件選挙は、憲法上要求される合理的期間内に本件区割規定の是正がされず、かえって、平成23年判決以降、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態が悪化の一途をたどっていると評価せざるを得ない状況下で（前記1(2)イ第2段落③）、施行されたものなのであるから、選挙人の基本的権利である選挙権の制約及びそれに伴って生じている民主的政治過程のゆがみの程度は重大といわざるを得ず、また、最高裁判所の違憲審査権も軽視されている

		<p>といわざるを得ないのであって、もはや憲法上許されるべきではない事態に至っていると認めるのが相当であることに照らすと、上記不都合、その他諸般の事情（<u>なお、当裁判所は、平成25年2月6日の期日外積明6項をもって、被告に対し、上記事情に関する事実関係とその評価をただしたけれども、被告は、昭和51年判決及び昭和60年判決を引用するにとどまり、具体的な事実関係等の主張をしていない。</u>）を総合勘案しても、上記の一般的な法の基本原則を適用し、事情判決をするのは相当ではない。」(33頁3行～34頁1行)</p>
<p>(5) 平成 25.3.6 東京高裁判決(難波孝一裁判長)(甲3)</p>	<p>①徒過済 ②「<u>区画審設置法において、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされていること(区画審設置法4条)、さらには、緊急是正法においても、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が前記のとおり同法の施行日から6か月以内に行われることを予定していること(緊急是正法附則3条3項)に照らせば、国会において、本件選挙時まで、区画審による改定案の策定、勧告の経路を経て本件区割規定の是正を行うことが困難であったと認めるには足りないというべきである。</u>」(21頁6～14行)</p>	<p>①事情判決 ②「<u>他方、選挙を無効とした場合には、当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で選挙区割規定の是正を行わざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合等が生じる。</u>そこで、裁判所としては、上記弊害、不都合等、その他諸般の事情を総合的に考慮し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法31条1項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効としないのが相当か否かを判断するのが相当である(昭和51年大法廷判決参照)。」(25頁下11～下4行)</p>
<p>(6) 平成 25.3.7 札</p>	<p>①徒過済</p>	<p>①事情判決</p>

<p>幌高裁判決(橋本昌純裁判長)(甲4)</p>	<p>②「平成23年大法院判決の言渡し後国会において「衆議院選挙制度に関する各党協議会」の第1回会合が開催されるまで<u>約7か月間の期間を要しているが、その間に投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずるためにいかなる具体的作業が行われていたのかを明らかにする証拠はないこと</u>からすれば、選挙区割り全体の見直しが困難な立法作業であることを最大限考慮したとしても、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったというほかない。」(11頁5~11行)</p> <p>③7ヶ月の空白期間中の、国会の具体的活動の存在の立証責任は、国。</p>	<p>②「<u>上記選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が出現することによってもたらされる不都合</u>、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法31条1項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである(最高裁昭和49年(行ツ)第75号同51年4月14日大法院判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和59年(行ツ)第339号同60年7月17日大法院判決・民集39巻5号1100頁参照)。」(12頁4~12行)</p>
<p>(7) 平成 25.3.22 高松高裁判決(小野洋一裁判長)(甲9)</p>	<p>①徒過済</p> <p>②「<u>区画審による選挙区の改定案の作成と内閣総理大臣への勧告のための期間としては、緊急是正法は同法施行日から6か月以内に行われることを予定していること(緊急是正法附則3条3項)、10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく場合でも、同結果が公示された日から1年以内に行うものとされていること(区画審設置法4条)</u>なども踏まえると、改正法案提出後の国会での審議に要する期間等を考慮しても、<u>約1年9か月という期間が、是正措置を講じるための合理的期間として不十分であるとはいえない。</u>」(24頁2~9行)</p>	<p>①事情判決</p> <p>②「しかし、本件選挙の小選挙区香川県第1区における選挙を無効としたとしても、同選挙区からの選出議員がいなくなるというのみであって、直ちに違憲状態が是正されるわけではない。この場合、当該選挙区において憲法の投票価値の平等の要請に応える選挙を実現するためには、公職選挙法の改正等を行うなどして、<u>結局は全国的な区割りの変更等を行うほかないところ、選挙を無効とされた選挙区からは選出議員がいらないという異常な状態の下で上記法改正等を行わざる</u></p>



	<p>③「また、被告は、国会においては、平成23年大法廷判決言渡し後、本件選挙までの約1年9か月の間に、衆議院選挙制度に関する各党協議会を設置するなどして、投票価値の較差是正を図るために適切に選挙制度の改革に取り組んできたとも主張する。</p> <p>しかし、前記のとおり、各党協議会においては、遅くとも平成24年2月ころには、小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の較差是正については、緊急是正法と同旨の、1人別枠方式の廃止及び0増5減を実施する改正を行うことのおおよその意見ないし方向性がまとまりつつあった上、この改正のみを先行させて早急に違憲状態の解消を図ることも検討されていたにもかかわらず、比例定数削減も併せて実施すべきとの意見もあったことから先行実施を見送ったという経緯がある。かかる較差の是正措置が、次期衆議院議員総選挙を目前に控える状況下での国政上の喫緊の課題であったことなどを踏まえると、上記のような国会ないし各党協議会における検討状況が真に適切なものだったかには疑問があり、むしろ、上記の経緯等からしても、1人別枠方式の廃止及び0増5減を実施する改正を先行させるといった方法によって、本件選挙までに本件選挙区割りをして是正する余地も十分にあったものと解することができる。</p> <p>したがって、これらの被告の主張はいずれも採用することはできない。」(24頁下11～25頁7行)</p>	<p><u>を得ない等の混乱は避け得ないところであって、このような結果が、憲法上、少なくとも望ましいものではないことは明らかである。」(25頁10～下9行)</u></p>
(8) 平成 25.3.14	①未経過	①違憲状態判決

<p>名古屋高裁判決 (加藤幸雄裁判 長)(甲6)</p>	<p>②「もっとも、小選挙区選挙の選挙区の改定について、区画審が、統計法(平成19年法律第53号)5条2項本文の規定に基づく国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するなどの手続が法定されていることは、前記第2の2(3)のとおりであって、その趣旨に照らせば、1年8か月余りの期間内に上記の法改正がなされると期待することが一概に不相当とはいえないのも確かである。」(22頁下11～下5行)</p> <p>③「オ 上記アないしエを踏まえて検討するに、1人別枠方式の廃止を含む本件区割基準規定及び本件区割規定の改正を促す平成23年判決の言渡しから1年8か月余り後に施行された本件総選挙の時点において、その改正が国会で実現しておらず、本件総選挙が違憲状態とされた本件選挙区割りのままで実施され、前回総選挙よりも、選挙区間の人口の最大較差が拡大し、選挙人数で2倍を超える較差が生じた選挙区の数も相当増加したことは、厳然たる事実であるが、その間に立法府は、上記の法改正にとどまらず、より大きな政治課題である衆議院議員の選挙制度の改正について各党間の協議及び法案審議に取り組んでいたという事情が存することを考慮すると、投票価値の平等の要請に基づく本件選挙区割りの是正が事柄の性質上速やかな対応を要するものであることを踏まえても、そのような国会の対応が、<u>その与えられた裁量の範囲を逸脱するものであるとはいえず、是正のた</u></p>	
---------------------------------------	--	--



	<p>めの合理的期間を経過したとまでは認められない。」(24頁4～下11行)</p>	
<p>(9) 平成25.4.11 東京高裁判決(設楽隆一裁判長)(本人訴訟)</p>	<p>①徒過済</p> <p>②区画審設置法4条の「1年以内」、緊急是正法附則3条3項の「6ヶ月以内」に照らし、本件投票日に合理的期間の末日は、徒過済(16頁)</p> <p>③「しかしながら、平成23年大法廷判決によって、1人別枠方式が不合理であることを理由として、これに基づく選挙区割り憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていることが確定され、しかも、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨判示された状況下では、この趣旨に従って早期に投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることが要請されるのである。そして、このことと、<u>区画審設置法4条では、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされていること</u>、さらに、<u>緊急是正法附則3条3項も、上記のとおり選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が同法の施行日から6か月以内に行われることを予定していること</u>などに照らすと、本件区割規定の定める本件選挙区割りを本件選挙までに平成23年大法廷判決の趣旨にのっとりて是正することは十分に可能であったものと</p>	<p>①事情判決</p> <p>②「そこで、裁判所としては、違憲の議員定数配分規定によって選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、選挙を無効とする判決の結果、<u>議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合</u>、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法31条1項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである。</p> <p>(前掲最高裁昭和51年4月14日大法廷判決、前掲最高裁昭和60年7月17日大法廷判決参照)」(18頁下2行～19頁9行)</p>

	<p>いべきであり、同選挙区割り、前記イの認定事実に係る経緯によって、同判決が言い渡された時から本件選挙時まで約1年8か月余が経過しても同判決の趣旨にのっとって是正されなかったことは、憲法上要求される合理的期間を過ぎても是正がされなかったものであるといわざるを得ない。」(15頁末行～16頁下8行)</p>	
<p>(10) 平成 25.3.26 福岡高裁那覇支部判決(今泉秀和裁判長)(甲15)</p>	<p>①徒過済 ②「したがって、国会においては、投票価値の平等は憲法上の要請であり、民主主義の根幹をなすものであって、最優先で達成されるべき課題であることは十分認識できたはずであり、全国民の代表者を選出するにふさわしい選挙制度の実現に向けた良識ある行動が要請されていたものといえることができる。しかしこの観点からみると、上記(3)で認定したとおり、平成23年大法廷判決の言渡し後、国会において、衆議院選挙制度に関する各党協議会の第1回会合が開催されるまでの間に約7か月を要しているが、このことについての合理性を見いだすことはできない。また、国会における検討では、平成23年大法廷判決の判断を受け、区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成24年2月25日とされていたことを踏まえて、衆議院小選挙区における投票価値の較差を是正するための法案を成立させる動きこそあったものの、<u>政党間における意見の対立のあった衆議院議員の定数削減等の問題との同時決着を図ろうとしたこと</u>などから、本件選挙自体は<u>従前の選挙区割りのまま実施されるに至っ</u></p>	<p>①事情判決 ②「すなわち、憲法が要求する投票価値の平等に違反すると判断された1人別枠方式及び1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件区割規定を改正するためには、当該規定の改正という立法措置が必要になるところ、<u>本件選挙を無効とした場合には、当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で本件区割規定の是正を実施せざるを得ないなど憲法の予定していない事態が現出することによる不都合が生じることになる。</u>もっとも、改正作業が行われる見込みが乏しい場合には、上記のような事態もやむを得ないといえようが、本件においては、上記2(3)で認定したとおり、最終的な成果は達成できていないものの、一定の改正作業が行われており、今後も、是正に向けた作業が進められる可能性があること、その他諸般の事情を総合考慮すると、あくまでも現時点においては、選挙を無効としないことによる弊害の方が少ないものといべきである。」(17頁7～下9)</p>

	<p>たものである。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に<u>できるだけ速やかに投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講じたとはいえない</u>といわざるを得ず、<u>不十分な対応にとどまったものであって、それ以上に、被告側から、合理的期間を経過していないことについての立証がされているということではできないから、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日から本件選挙が施行された平成24年12月16日までの約1年9か月の間に是正がされなかったことについては、合理的期間内に是正がされなかったというべきである。」</u>(16頁4～下3行)</p>	<p>行)</p>
<p>(11) 平成 25.3.26 広島高裁松江支部判決(塚本伊平裁判長)(甲12)</p>	<p>①徒過済 ②「しかし、上記認定事実によれば、①区画審において、平成23年大法廷判決がされた5日後の同年3月28日には、同判決についての事務局の説明及び質疑が行われたにもかかわらず、その後区画審において小選挙区の改定案の作成手続が行われず、<u>約7か月後の平成23年10月19日に至って、初めての各党協議会が開催されたこと</u>」(16頁下13～下9行) ③「<u>以上の審理の経過並びに緊急是正法成立に至るまでの自民党案の審理日数及び審理状況等に照らせば、平成23年大法廷判決から衆議院が解散されるまでの約1年8か月の間に本件区割規定を改定するために必要な審議を行い得なかったと認めることは困難である。」</u>(17頁6～9行)</p>	<p>①事情判決 ②「ただし、本件選挙の小選挙区選挙を無効とする判決をしても、ただちに再選挙施行となるわけではなく、憲法に適合する選挙を施行して違憲状態を是正するためには、本件区割規定の改正等別途の立法手続を要することに照らせば、本件区割規定の定める本件選挙区割りの下で行われた本件選挙の小選挙区選挙を常に無効とすべきではなく、本件区割規定によって選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益等本件選挙の小選挙区選挙の効力を否定しないことによる弊害、<u>本件選挙の小選挙区選挙を無効とする判決の結果、本件区割規定の改正が島根県第1区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせ</u></p>

		<p>よ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得ると解すべきである（前記最高裁昭和51年大法廷判決、最高裁昭和60年大法廷判決参照）。」（18頁6～下9行）</p>
<p>(12) 平成 25.3.26 東京高裁判決（奥田隆文裁判長） （山口弁護士グループ）（甲11）</p>	<p>①徒過済 ②「同法下における改定案の作成は機械的、形式的な単純作業ではなく、区画審の勧告期限も国勢調査の結果の公表から1年以内とされていること（4条1項）などの事情を考慮しても、なお、平成23年大法廷判決から本件選挙の施行までの約1年9か月間において本件区割規定が是正されなかったことは、憲法上要求される是正のための合理的期間を徒過したものと評価すべきであり、本件区割規定は、本件選挙当時において、憲法の投票価値の平等の要求に反し、全体として違憲というべきである。」（24頁下5～25頁3行）</p>	<p>①事情判決 ②「しかし、本件選挙の効力については、違憲というべき本件区割規定によって基本的な権利である選挙権が制約されている不利益など本件選挙の効力を否定しない場合の弊害、本件選挙における選挙区間の較差の程度、平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙施行までの期間、選挙を無効とする判決をした場合における本件区割規定に代わる規定の立法は当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなどの憲法の予定しない事態が出現することによってもたらされる国政や国民に及ぼす影響その他諸般の事情を総合的に考慮すると、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法31条1項）の基礎にあるものと解すべき一般的な法の基本原則（前掲最高裁昭和51年4月14日大法廷判決、前掲最高裁昭和60年7月17日大法廷判決参照）</p>

		に従い,」(27頁3～下8行)
(13) 平成 25.3.14 仙台高裁判決(宮岡章裁判長)(甲5)	①徒過済 ②「しかし国民の意思を適正に反映する選挙制度は民主政治の基盤であり, とりわけ衆議院は, その権能, 議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み, 常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており, 選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請が働くことに照らせば, 現に存在する憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正するための立法的措置を講ずることは, 国会の最も重大にして, かつできるだけ速やかになすべき責務というべきであって, その立法的措置を講ずるに当たっては, 慎重な審議を積極的に, かつ相応の迅速性をもって行うことが要求されることは明らかであり, 平成 23 年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの約 1 年 9 か月という期間が事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間として短きに過ぎるというとはできない。」(9頁11～下6行)	①事情判決 ②「ただし, 上記選挙を無効とする判決をすることによって生ずる公の利益の著しい障害等や本件に現れた諸般の事情を併せ考慮すると, 現時点においては, これを無効とするのは相当でないから, 行政事件訴訟法 31 条 1 項の基礎に含まれる一般的な法の基本原則に従い, 本件選挙の小選挙区宮城県第 2 区における選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに同選挙が違法である旨を主文で宣言するのが相当である(最高裁昭和 51 年 4 月 14 日大法廷判決・民集 30 卷 3 号 223 頁, 最高裁昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決・民集 39 卷 5 号 1100 頁参照)。」(10頁下13～下7行)
(14) 平成 25.3.26 福岡高裁宮崎支部判決(横山秀憲裁判長)(甲14)	①徒過済 ②「区画審設置法 4 条では, 区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として, 統計法 5 条 2 項本文が定める国勢調査の結果が最初に官報で公示された日から 1 年以内とされ, 緊急是正法でも, その附則 3 条 3 項によれば, 選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告は同法施行日から 6 か月以内に行われることが予定されており, これらの期間に照らせば, 国会において, 本件選挙時まで, 区	①事情判決 ②「しかし, 本件選挙を直ちに無効と解した場合, これによって憲法に適合する状態が直ちにもたらされるわけではなく, また, 特定の選挙区のみについて, 遡及効のない選挙無効判決をした場合, 当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で選挙区割りの是正をしなければならなくなる。」(14頁13～15頁1行)



	画審による改定案の策定，勧告の手続を経て，区割規定の是正を行うことが困難であったと認めることはできない。」(13頁下2行～14頁7行)	
(15) 平成 25.3.26 広島高裁判決(小林正明裁判長) (甲 16)	①徒過済 ②「イ 以上のとおり、本件選挙区割りに基づく本件選挙においては、平成 23 年大法院判決が違憲状態であると判示した前回選挙における有権者数の較差より有権者数の較差が拡大しているところ、前回選挙から本件選挙までの間に、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において、有権者数の較差が拡大したといった事情は何ら認められないから、前回選挙と同じ本件選挙における本件選挙区割りが国会の有する裁量権の行使として合理性を有するものとは到底認められず、本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りは、憲法が保障する投票価値の平等に反する状態にあることは明らかである。」(14頁下13～下6行)	①事情判決 ②「イ しかし、本件選挙を無効と確認することによって、国政の運営に重大な支障を与えるおそれがあり、他方、直ちに違憲状態が是正されるわけではなく、緊急是正法に基づく本件選挙区割りの改定が検討される等の国会における是正が期待できる状況にあるから、行政事件訴訟法 31 条 1 項前段の趣旨に準じて、いわゆる事情判決の法理に従って、原告らの請求を棄却するのが相当である。」 (15頁下10～下6行)
(16) 平成 25.3.27 仙台高裁秋田支部判決(久我泰博裁判長)(甲 18)	①徒過済 ②「このような、平成23年判決において憲法上の要求とされた1人別枠方式の廃止を含む本件区割基準及び本件区割規定の是正自体にとって <u>必須ではないその他の選挙制度改革の検討・審議に要した期間</u> をもって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間ということとはできない。 以上のような立法の内容及び過程を考慮すると、平成 23 年判決から約 1 年 9 か月後の本件選挙までの間に、憲法上の要求として早期是正を求められた本件区割基準中の	①事情判決 ②「このような見地からすると、違憲の議員定数配分規定によって選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、同選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合、

	<p>1人別枠方式の廃止を前提とする本件区割規定自体の是正を、<b>憲法上の要求であることが明らかではないその他の選挙制度の見直しに先行して行えなかった合理的理由は見出し難い。</b>したがって、本件選挙時までに本件区割規定の改正がされていない以上、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったと認めるのが相当である。」 (17頁5～16行)</p>	<p>その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる<b>事情判決</b>の制度(行政事件訴訟法31条1項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得ると解すべきである(昭和51年判決参照)。(18頁2～11行)</p>
<p>(17) 平成 25.3.26 大阪高裁判決(小松一雄裁判長) (甲17)</p>	<p>①徒過済 ②「平成23年大法廷判決以降の国会における較差是正の取組の経緯は、前提事実に記載のとおりであるところ、このような経過に照らすと、<u>較差是正の取組が遅れたのは、1票の較差是正を先行させるか否かや、比例定数削減についての意見の相違など、党派間での対立に関わる政治的な要因が大きく影響したことがうかがえるのである。</u> しかしながら、前記のとおり、平成23年大法廷判決後は、憲法の投票価値の平等の要請にかなう立法措置を<u>速やかに講じることが厳しく要求されていた</u>のであり、これに応えることは、党派を超えた国会の責務であったことに加え、区画審設置法が、区画審による選挙区割りの改定作業について、国勢調査の結果が官報で公示された日から1年以内に選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとしていること(区画審設置法4条1項)に鑑みると、1人別枠方式の廃止を伴うものであったとしても、技術的な観点からは、平成23年大法廷判決から本件選挙に至るまでの1年8か月余という期間に選挙区割りを改定するこ</p>	<p>①<b>事情判決</b> ②「議員定数配分規定の違憲を理由とする同条の規定に基づく訴訟においては、違憲の議員定数配分規定によって選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、<u>右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合</u>、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる<b>事情判決</b>の制度(行政事件訴訟法31条1項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することが相当であるか否かを判断すべきである(昭和51年大法廷判決、昭和60年大法廷判決参照)。(20頁下8行～21頁3行)</p>

	とは可能であったと考えられるのであり、これを覆すに足りる証拠はない。」(19頁下10行~20頁5行)	
--	--	--

(以下、余白)



3 【平成 25 年 11～12 月の 15 個の高裁判決（参院選）・一覧表】（本書 69～81 頁）

	判決文（引用） 理 由	(i)違憲無効判決、 (ii)事情判決、 (iii)違憲状態判決の別
<p>(1)平成 25.11.28 広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長）（甲 54）</p>	<p>①「憲法は、「主権が国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」とし、国民主権及びこれに基づく代表民主制の原理を定めている。そして、国民主権に基づく代表民主制においては、国民は、その代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権を行使し、国政に参加するものであるところ、<b>国民主権を実質的に保障するためには、国民の多数意見と国会の多数意見が可能な限り一致することが望まれる。</b></p> <p>また、法の下での平等を定めた憲法 14 条 1 項は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、選挙権の内容の平等、換言すれば議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち、投票価値の平等を要求しているものと解される。</p> <p>このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下での平等の原則から導かれる憲法の要請である。」（16 頁 6 行～下 9 行）</p> <p>②「被告は、平成 24 年大法廷判決は、4 選挙区において議員定数を 4 増 4 減するにとどまるという本件改正のもとで本件選挙が施行されることを予想していたものであって、本件選挙が昭和 40 年施行の選挙時以来の低い最大較差において施行されることが、国会の裁量権の限界を超えるかと判断することを予定していない旨主張する。<u>しかし、平成 24 年大法廷判決は、あくまでも平成 22 年選挙における投票価値の著しい不平等状態が、国会の裁量権の限界を超えるか否かを判断するに当たって、平成 22</u></p>	<p>違憲無効判決</p>

年選挙までの国会の検討が現行の制度の仕組み自体の見直しに向けて行われていたものであったとの評価を基礎付ける一つの事情として、本件改正の附則を摘示したものと解され、当然のことであるが、本件選挙が違憲であるか否かを判断したものではない。また、平成24年大法廷判決は、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要があると国会に要請しているのであって、「できるだけ速やかに」という文言が、平成24年大法廷判決の言渡しから約3年9か月先の平成28年選挙を指すとは考え難い。

投票価値の著しい不平等状態の是正は、**国民主権**に直結する極めて重要な問題であることからすれば、他の懸案問題に優先して取り組むべきものであり、東日本大震災の対応や景気回復等国会が取り組まなければならない課題が山積していることを最大限考慮しても、平成17年の専門委員会の報告書において、現行の選挙制度の構造的な問題が指摘され、平成21年大法廷判決において、選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性を指摘した上で、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれると要請され、平成24年大法廷判決も、「できるだけ速やかに」違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要がある旨要請されていたにもかかわらず、本件選挙までの間に、投票価値の著しい不平等状態を是正する案を国会に上程すらできなかったことについて合理的理由があるとはいえない。

以上のような事情を考慮すれば、本件選挙までの間に、国会が、投票価値の著しい不平等状態を是正する措置を講じなかったことは、国会の裁量権の限界を超えるものといわざるを得ず、本件定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたといえる。」(21頁13行～22頁下10行)

	<p>③ 「なお、本件選挙において、無効判決が確定した一部の選挙区における選挙のみ無効とされ、他の選挙区における選挙はそのまま有効とされた場合には、本件定数配分規定の改正を含むその後の参議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区から選出された議員を欠いた状態で行われることになる。また、原告の主張によれば、本件選挙について、<b>47 選挙区</b>の全ての選挙において選挙無効訴訟が提起されているというのであるから、全ての選挙区選出議員を欠く状態になることも考えられる。このような状態は、憲法上望ましい姿ではない。</p> <p>しかしながら、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること、無効判決がなされても、無効判決が確定した選挙区における選挙の効力についてのみ、判決確定後将来にわたって失効するものと解されること、<u>仮に本件選挙における 47 選挙区</u>の<u>全ての選挙が無効になったとしても、平成 22 年選挙</u>によって選出された議員と本件選挙における比例代表選挙による選出議員は影響を受けず、<u>これらの議員によって、本件定数配分規定を憲法に適合するように改正することを含めた参議院としての活動が可能であることなどを考慮すれば、長期にわたって投票価値の平等という憲法上の要請に著しく反する状態を容認することの弊害に比べ、本件選挙を無効と判断することによる弊害が大きい</u>ということとはできない。</p> <p>したがって、現在国会において選挙制度の仕組み自体の見直しを含む改革に向けての検討が行われていることを十分考慮しても、本件選挙を違憲としながら、選挙の効力については有効と扱うべきとのいわゆる事情判決の法理を適用することは相当ではない。」(23 頁 11 行～24 頁 5 行)</p>	
<p>(2)平成 25.12.18 大阪高裁判決(山田知司裁判長) (甲 55)</p>	<p>「そして、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のためにとるべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に</p>	<p>違憲状態判決</p>

必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものである（衆議院議員選挙に関する最高裁平成 25 年 11 月 20 日大法廷判決・最高裁ホームページ参照）。そこで、以下、上記の考慮事情について検討する。

ア **平成 24 年大法廷判決**は、前記のとおり、「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不平等状態を解消する必要がある」旨付言をしたが、**平成 21 年大法廷判決**においても、「投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が残る状態であり、選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあるといわざるを得ない」「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない」とされ、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないものの「投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれる」として、参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性については既に指摘がされていた。

したがって、国会は、平成 21 年大法廷判決の言渡時（同年 9 月 30 日）において、当時の定数配分規定が憲法の投票価値の平等に反する状態に至っていること、これを解消するためには参議院議員の選挙制度の仕組み自体の見直しを含めた検討をする必要があることを

認識するに至ったものといえる。

イ (略)

また、ブロック案又は合区案を採用する場合には、具体的な区割りをどうするかについて検討する必要がある。この場合、道府県の境をまたぐ形の地域ブロックを採用することが可能か（例えば兵庫県淡路市の一部を四国ブロックに入れるなど。甲 40 参照）といった事項についても検討する必要がある。

ウ 制度の改正に向けた具体的な手順としては、国会に選挙制度の改革に関する検討会や専門委員会を置き、学識経験者の専門的意見や国民各層からの意見を聴取した上、時間を区切って精力的に作業を行う必要がある。

平成 21 年大法廷判決の後である平成 22 年 5 月 21 日に参議院議長に提出された参議院改革協議会報告書においては、同委員会の下に設置された専門委員会の議論の結論として、平成 22 年 7 月施行の通常選挙（前回選挙）までに定数較差の是正を行うことは時間的余裕がないため困難であるが、平成 25 年の通常選挙に向け選挙制度の見直しを行うこととされ、平成 23 年中に公職選挙法の改正案を国会に提出することなどを内容とする大まかな工程表が示された。

また、前記の西岡参議院議長のたたき台のほか、平成 23 年 8 月には、各会派から参議院の選挙制度改革に関する具体的な案が示された(甲 23)。

(5) 上記(4)によれば、国会が、参議院議員の選挙制度について、投票価値に大きな不平等が存し、選挙区間の選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあること、及びそのためには仕組み自体の見直しが必要であることを認識してから本件選挙までの期間は約 3 年 9 か月と認められる。そして、国会は、上記を認識した以上、投票価値の不平等の是正方法について広範な裁量権を有しているが、立法機関として

自ら速やかに是正をして既に生じている大きな不平等状態を解消させる責務を負うのであって、この裁量権を考慮するにしても、時期的、時間的な裁量の範囲にはおのずと制約があるというべきである。すなわち、国会の立法機関としての権限の根拠は、国民により正当に選挙された国会における代表者で構成されていることにあるから、その選挙の正当性は、国会の立法機関としての裁量権の基礎である。そして、国民の意思を適正に反映する選挙制度は民主政治の基盤であることからすると、選挙の正当性の保障は重要であり、是正が遅延して正当性に問題のある選挙により選出された国会における代表者が選出され続けること（是正の時期的・時間的問題）に関する国会の裁量権には、おのずと制約が存在するのである。

(略)

しかし、上記(4)ウのとおり、国会の専門委員会においては、次回の通常選挙までに法改正を行うことを前提とした大まかな工程表を作成して、これに向けた検討作業を行っていた経緯があり、現にある程度具体的な案も示されていたのであるから、このような工程に基づいて、本件選挙時までに、抜本的な見直しをすることは困難であったとしても、より選挙区間の投票価値の較差を少なくする内容の法改正を行うことは可能であったように思われる。こうした工程表や検討作業にもかかわらず早期の結論を得ることが困難であるというなら、その具体的な理由と作業の現状を絶えず国民に対して明確に説明すべきであって、それが行われていた場合にはともかく、そのような主張立証のない本件においては、前記実効性のある是正ができなかったことを正当化する理由があると認めることはできない。

#### 4 本件選挙の効力について

(1) 以上のように、本件定数配分規定は本件選挙当時全体として違憲であるが、これに基づいて行われた本件選挙の効力については更に考慮を要する。

議員定数配分規定の違憲を理由とする公職選挙法204条の規定に基づく訴訟においては、違憲の議員定数配分規定によって選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、同選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察して、**いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法31条1項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである。**  
(昭和51年大法廷判決、昭和60年大法廷判決参照)。

(2) (略)

(3) そこで、上記(1)の判断基準に従い、本件選挙の効力を無効とするのが相当か否かについて検討する。

(略)

しかし、国会においては、上記の不平等状態を是正するについて合理的期間を経過したものといわざるを得ないものの、前記第2の2(2)、(4)のとおり、各会派において選挙制度の改革に向けた検討が行われ、4増4減を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律の附則には、平成28年に行われる通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得る旨の規定が置かれるなど、上記各判決の判示に従って投票価値の不平等の解消に向けた一定の取組がみられる。そして、前記第2の2(7)のとおり、その取組は現在も引き続いて行われており、憲法の要求する投票価値の平等にかなった新しい参議院議員の選挙制度



	<p><u>の仕組みの構築が期待できる。</u></p> <p>その他、上記のとおり、4増4減を内容とする本件改正がされ、較差が1対4.77に縮小したことや、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すには相応の時間を要し、検討すべき課題も少なくないことなど本件に現れた諸般の事情を考慮すると、本件は、前記の一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法に違反する定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において本件選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当である。』(25頁10行～32頁5行)</p>	
<p>(3)平成 25.12.25 東京高裁判決(鈴木健太裁判長) (甲 56)</p>	<p>(2) 「もっとも、選挙制度の仕組み自体の見直しについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど課題も多く、その検討に相応の時間を要することから、本件選挙までに選挙制度の仕組みを改め、憲法の要求する投票価値の平等の実現を図らなかったことが、合理的期間内における是正が行われなかったものとして、<u>国会に与えられた裁量権の限界を超えたものというべきかについては、更に検討を要し、その判断に当たっては、単に期間の長短のみならず、援るべき措置の内容、そのために検討を要する事項等の諸般の事情を総合考慮して評価すべきである。</u></p> <p>前記前提事実及び認定事実によれば、 (略)</p> <p>④ただし、上記専門委員会は、その間に平成 21 年大法院判決が言い渡されたことを踏まえ、平成 25 年施行の選挙(本件選挙)に向けて選挙制度の見直しを行うことについて意見が一致し、平成 22 年 5 月、参議院改革協議会においてもその報告書が了承され(同協議会の報告として参議院議長に提出された。)、現に、平成 22 年選挙後、選挙制度の改革に関する検討会において、参議院議長からたたき台が提示されるなどして具体的</p>	<p>事情判決</p>



な検討が行われたこと、⑤ところが、その後、平成 25 年施行の選挙に向けては現行の選挙制度を維持するという案が提出されるなどして、再度当面の是正策として平成 24 年改正が行われたことが認められる。

(略)

平成 21 年大法廷判決において、上記改正によっても残ることとなった投票価値の大きな不平等を解消するためには選挙制度の見直しが必要であることを強く指摘されたことを受けて、遅くとも平成 22 年 5 月の段階で、最大較差の大幅な縮小を図るための選挙制度の見直しの必要性とその実現可能性があることを前提に、本件選挙に向けて選挙制度の改革を行うことを合意したということが出来る。そうであるにもかかわらず、国会は、平成 16 年大法廷判決から 8 年以上、平成 21 年大法廷判決から 3 年以上の期間が経過してもなお、選挙制度の見直しの具体的内容について各会派の意見の一致を見ないという理由で、本件選挙に向けた選挙制度の見直しを見送り、またもや当面の是正策にすぎない 4 増 4 減案に基づく改正を行った。そして、その改正によっても、各選挙区間における選挙人の投票価値の較差は、最大値において、平成 21 年大法廷判決で「大きな不平等が存する状態である」とされた 4.86 とほとんど変わらない 4.77 となったにすぎない。

確かに、選挙制度の仕組み自体の見直しについては、その具体案の策定、合意の形成等に様々な困難を伴うほか、新たな選挙管理事務体制の検討等にも相応の時間を要するものと考えられる。しかし、上記のとおり、国会においては、平成 16 年大法廷判決後に参議院改革協議会の下に設けられた専門委員会において、既に、較差を 4 倍未満とするためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるとして、都道府県単位の選挙区の合区を行う案等の検討も始めており、「平成 18 年改正の結果によっても残ることとなった上記のよう

な較差は、投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあるといわざるを得ない。」とした平成 21 年大法廷判決後には、その実現可能性を前提に、平成 25 年に施行される本件選挙に向けて選挙制度の改革を行う旨の合意がされたのである。そして、本件選挙に向けた選挙制度の見直しを見送ったことについては、各党派の意見の一致を見ないということのほかにも説明はなく、被告らからもその具体的理由の主張はない。また、平成 24 年大法廷判決後、本件選挙までに、国会において選挙制度の見直しについて具体的な検討が進められていることはうかがわれない。

そうすると、本件選挙に向けた選挙制度の見直しを見送り、当面の是正策にすぎない 4 増 4 減案に基づく改正を行った国会の対応は、投票価値の平等の重要性に照らして看過し得ない選挙区間の投票価値の不均衡につき合理的期間内には是正をしなかったものとして、国会に与えられた裁量権の限界を超えているというべきであり、本件定数配分規定は本件選挙時には憲法に違反するに至っていたというべきである。

なお、平成 24 年改正の附則には、平成 28 年に行われる参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得る旨の規定がある。しかしながら、前記認定のとおり、本件選挙後、協議会が開催されていることは認められるものの、前記認定事実によれば、上記附則には、座長私案にあった選挙区の広域化について触れられていない上、上記協議会ではなお有識者からの意見聴取が予定されているというのであって、改正案が具体化されている様子もうかがわれないことからすると、上記附則の存在は、上記判断を左右するものではない。

(3) 以上によれば、本件定数配分規定は、憲法の要求す

	<p>る選挙権の平等に違反し、違憲というべきである。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 本件選挙の効力</b></p> <p>以上のとおり、本件定数配分規定は全体として違憲であり、これに基づき施行された本件選挙は違法である。しかし、本件選挙の効力については、これを無効であると解しても、それによって憲法に適合する状態が直ちにもたらされるわけではないこと、本件選挙を無効とすると、無効とされた選挙区の選挙によって選出された議員の存在しない状態で公職選挙法の改正が行われざるを得ないなど、かえって民意を適切に反映しない事態が生じかねないこと、参議院では、現在、平成28年に行われる参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しが進められており、これを確実に実現させる必要があることを考慮すると、本件においては、上記見直しにより平成28年施行の選挙が憲法の要求する投票価値の平等が実現された選挙制度の下で施行されることを強く期待して、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法31条1項）の基礎に存在するものと解すべき一般的な法の基本原則に従い（前掲最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年4月14日大法院判決参照）、本件選挙自体を無効としないこととし、本件選挙が違法であることを主文において宣言するとどめるのが相当である。」(23頁下2行~27頁下6行)</p>	
<p>(4)平成 25.12.5 広島高裁判決(宇田川基裁判長) (甲 57)</p>		<p>違憲状態判決</p>
<p>(5)平成 25.12.6 札幌高裁判決(山崎勉裁判長) (甲 58)</p>		<p>違憲状態判決</p>

(6)平成 25.12.16 高松高裁判決 (山下寛裁判長) (甲 59)		違憲状態判決
(7)平成 25.12.16 名古屋高裁金沢 支部判決 (市川正巳裁判 長) (甲 60)		違憲状態判決
(8)平成 25.12.17 福岡高裁那覇支 部判決(今泉秀和 裁判長) (甲 61)		違憲状態判決
(9)平成 25.12.18 名古屋高裁判決 (林道春雄裁判 長) (甲 62)		違憲状態判決
(10)平成 25.12.19 福岡高裁判決(一 志泰滋裁判長) (甲 63)		違憲状態判決
(11)平成 25.12.20 仙台高裁判決 (木下秀樹裁判 長) (甲 64)		違憲状態判決
(12)平成 25.12.20 福岡高裁宮崎支 部判決(田中哲郎 裁判長) (甲 65)		違憲状態判決
(13)平成 25.12.20 東京高裁判決(田 村幸一裁判長) (甲 66)		違憲状態判決

<p>(14)平成 25.12.25          広島高裁松江支          部判決(塚本伊平          裁判長) (甲 67)</p>		<p>違憲状態判決</p>
<p>(15)平成 25.12.26          仙台高裁秋田支          部判決(久我泰博          裁判長) (甲 68)</p>		<p>違憲状態判決</p>

以上